

令和2年12月定例会

長和町議会会議録

令和2年 11月30日 開 会

令和2年 12月11日 閉 会

長 和 町 議 会

第 1 号

( 11 月 30 日 )

## 議 事 日 程

令和 2 年 1 1 月 3 0 日  
午前 9 時 3 0 分 開会  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2 2 号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 2 3 号 指定管理委託監査報告
- 日程第 5 発議第 7 号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(議員提出)
- 日程第 6 議案第 7 8 号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 7 9 号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 8 0 号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 8 1 号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 長和町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 8 5 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

- 日程第 1 4 議案第 8 6 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 8 7 号 長和町グループホーム設置条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 8 8 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 8 9 号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 9 0 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 9 1 号 令和 2 年度長和町一般会計補正予算 (第 6 号) について  
(町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 9 2 号 令和 2 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号) について  
(町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 9 3 号 令和 2 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について  
(町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 9 4 号 令和 2 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について  
(町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 9 5 号 指定管理者の指定について (グループホーム和田)  
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 9 6 号 損害賠償の額を定めることについて  
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 9 7 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
(町長提出)
- 日程第 2 6 陳情第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 日程第 2 7 陳情第 5 号 国の責任による 3 5 人学級推進と教育予算の増額を求める陳情

日程第 2 8 陳情第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

日程第 2 9 意見書第 6 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書

(議員提出)

日程第 3 0 意見書第 7 号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

(議員提出)

日程第 3 1 委員会付託について

散 会

令和2年長和町議会12月定例会（第1号）

令和2年11月30日 午前 9時30分開会

出席議員（9名）

|     |          |    |          |
|-----|----------|----|----------|
| 1番  | 佐藤 恵一 議員 | 2番 | 渡辺 久人 議員 |
| 3番  | 田福 光規 議員 | 4番 | 羽田 公夫 議員 |
| 5番  | 伊藤 栄雄 議員 | 7番 | 柳澤 貞司 議員 |
| 8番  | 小川 純夫 議員 | 9番 | 宮沢 清治 議員 |
| 10番 | 森田 公明 議員 |    |          |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |          |              |          |
|---------|----------|--------------|----------|
| 町 長     | 羽田 健一郎 君 | 副 町 長        | 高見沢 高明 君 |
| 教 育 長   | 辰野 登志男 君 | 総 務 課 長      | 金山 睦夫 君  |
| 企画財政課長  | 藤田 仁史 君  | 建設水道課長       | 龍野 正広 君  |
| 別荘担当課長  | 上野 公一 君  | こども・健康推進課長   | 長井 剛 君   |
| 町民福祉課長  | 藤田 孝 君   | 情報広報課長兼会計管理者 | 城内 秀樹 君  |
| 産業振興課長  | 藤田 健司 君  | 教 育 課 長      | 宮阪 和幸 君  |
| 文化財担当課長 | 大竹 幸恵 君  | 総務課長補佐       | 小林 義明 君  |
| 代表監査委員  | 依田 典仁 君  |              |          |

議会事務局出席者

|         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 事 務 局 長 | 中原 良雄 君 | 議会事務局書記 | 牛山 美智子 君 |
|---------|---------|---------|----------|

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻、ともに至りましたので、令和2年12月長和町議会第4回定例会を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、4番、羽田公夫議員、9番、宮沢清治議員の両議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、11月20日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会議務局長より報告いたします。

中原議会議務局長。

○事務局長（中原良雄君） おはようございます。それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書1ページを御覧ください。

11月20日に開催されました議会運営委員会において会期が決定いたしました。

本日、12月定例会の開会となります。

12月4日、一般質問が4名の議員の方からございます。

12月7日に総務経済常任委員会を、8日に社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

12月11日、議会再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は12日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日11月30日から12月11日までの12日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日11月30日から12月11日までの12日間と決定をいたしました。

---

○議長（森田公明君） ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第22号から第23号までの報告案2件、発議第7号、

条例案1件、議案第78号から議案第90号までの条例案13件、議案第91号から議案第94号までの補正予算案4件、議案第95号 指定管理者の指定に関する案1件、議案第96号 損害賠償の額を定める案1件、議案第97号 教育委員会の委員の任命につき同意を求める案1件、陳情3件、意見書案2件の合計28件であります。

これより会議に入ります。

---

◎日程第3 報告第22号 例月出納検査結果報告

◎日程第4 報告第23号 指定管理委託監査報告

○議長（森田公明君） 日程第3 報告第22号 例月出納検査結果報告から日程第4 報告第23号 指定管理委託監査報告を一括して、依田典仁代表監査委員から報告を求めます。

依田代表監査委員。

○代表監査委員（依田典仁君） おはようございます。

例月出納検査結果報告をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第22号

令和2年11月30日

長和町長 羽田健一郎様

長和町議会議長 森田公明様

長和町監査委員 依田典仁

〃 柳澤貞司

例月出納検査結果報告（令和2年度10月分）

例月出納検査結果、令和2年度10月分でございます。

去る令和2年11月26日、10月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次の3—2以下を御参照いただければと思います。

引き続きまして、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

報告第23号

令和2年11月30日

長和町長 羽田健一郎様

長和町議会議長 森田公明様

長和町監査委員 依田典仁

〃 柳澤貞司

指定管理委託監査報告

指定管理委託監査の報告をさせていただきます。



去る令和2年10月26日に地方自治法第199条第7項の規定により、指定管理委託監査を実施いたしました。その結果について、地方自治法第199条第9項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、指定管理委託監査報告書4—2ページ以下を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第5 発議第7号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 発議第7号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

ただいま上程された議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、発議第7号は本日審議し、即決することに決定いたしました。

上程された議案について、渡辺久人議員より提案理由の説明を求めます。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、議案書5—1ページを御覧ください。

発議第7号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

改正の内容であります。先月10月27日付にて長野県人事委員会より職員の給与等に関する報告及び勧告が出されました。当町議会としてもこの長野県人事委員会の勧告を受け、議員の期末手当を0.05か月引き下げるものであります。

議案書5—2ページを御覧ください。

第1条では、12月に支給する期末手当を100分の167.5から100分の162.5に改正するものであります。

第2条では、6月に支給する期末手当を100分の167.5から165に、また、第1条で改正した12月に支給する期末手当100分の162.5を100分の165に改正するものです。

なお、施行日については、第1条は公布の日から、第2条については、令和3年4月からとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 発議第7号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、発議第7号を採決いたします。発議第7号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 6 議案第78号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 7 議案第79号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 8 議案第80号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 9 議案第81号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第10 議案第82号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第11 議案第83号 長和町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第12 議案第84号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

- ◎日程第13 議案第85号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第14 議案第86号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第15 議案第87号 長和町グループホーム設置条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第16 議案第88号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第17 議案第89号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第18 議案第90号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- ◎日程第19 議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算(第6号)について  
(町長提出)
- ◎日程第20 議案第92号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について  
(町長提出)
- ◎日程第21 議案第93号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について  
(町長提出)
- ◎日程第22 議案第94号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)について  
(町長提出)
- ◎日程第23 議案第95号 指定管理者の指定について(グループホーム和田)  
(町長提出)
- ◎日程第24 議案第96号 損害賠償の額を定めることについて  
(町長提出)

◎日程第25 議案第97号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第6 議案第78号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第25 議案第97号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。令和2年も残すところ1か月あまりとなりました。寒さも一段と増してまいりました。新型コロナウイルス感染拡大が憂慮される中、大変心配しておりました台風などの豪雨災害も今年はなく、この冬はおおむね平年並みとの長期予報のとおり、適度な降雪に恵まれる平穏な冬を願っておるところでございます。

本日ここに、長和町議会12月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員各位の御出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

本年は2月からの新型コロナウイルスの感染拡大に翻弄された1年だったのではないかと思います。町民の皆様をはじめ、地域の感染防止対策に御協力をいただき、8月の第2波以降、感染拡大は落ち着きを見せていたところですが、今月に入りまして第3波ともいわれる感染拡大が続く事態となってしまいました。国内感染者の増加に歯止めがかからず、11月14日には県内警戒レベルも長野圏域がレベル4、北信地域がレベル3、その他全県のレベルも2にアップされ、24日には長野圏域を除いて全県でレベル3となってしまいました。今月だけで県内感染確認者数が300人を超えるなど、これから本格的な冬を迎える中で、インフルエンザの流行も心配され、何とかこれらの感染症を抑え込めるよう一層の感染防止策の励行を町民の皆様をお願いをしたいと思います。

今のところ、上田地域は8月のような急激な感染者の増加は見られませんが、いつどこから拡大が始まるかわからない状況です。

そんな中、27日には町内の感染者1名が確認されました。町では、昨日、新型コロナウイルスの感染症対策本部会議を開催いたしまして、情報を共有し、対策を協議いたしました。30代ということで、家族などへの感染拡大を心配しましたが、濃厚接触者は多くないようであります。この件については、保健所等と連携を密にしながら、必要な対策を迅速に実施してまいります。

今後も町といたしましては、県の12月1日以降の新型コロナウイルス感染症対策方針に沿って感染防止の呼びかけを強化しつつ、生活を支え経済の再生を図ることに努めていかなければならないと考えております。

今回のコロナ禍では、日本経済に大きな影響が出ております。今月16日には、7月からの第3四半期のGDPは大幅に改善されたと発表され、新型コロナウイルスのワクチン開発が進んだとの報道から株価が高騰する場面もありましたが、GDPは前期の大幅な落ち込みを取り戻しただけで

すし、最近の県内の経済の動向などの発表を見ても、幅広い業種で需要の減少が続き、厳しい状況が続いているとしております。

当町でも、さまざまな事業、イベントの中止や変更、縮小に伴い、観光事業経営者の皆様を始め、地域経済に大きな影響が出ております。例年、にぎやかに近隣から大勢の参拝者においでいただき開催している町を挙げてのおたや祭りにつきましても、関係者が集まり、幾度となく協議してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症による先行き不透明な状況では結論が出ず、山車制作の準備開始時期に当たる12月中旬までに結論を出す方針でおります。おたや祭りも中止となれば、地元の活気や経済に少なからず影響があるのではないかと考えます。

町では、国の経済対策を受けて、二度にわたり補正予算を組みまして経済の再生や生活の支援に努めてまいりましたが、先ほど申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大が再び広がる中で年末を迎えるわけで、これからの情勢に注意をしつつ、しっかり対応してまいりたいと思っております。

この新型コロナウイルス感染症による景気悪化の影響が町の振興公社の経営にもあらわれております。春先のスキー客の減少、その後の緊急事態宣言による自粛などで、ブランシュたかやまスキー場をはじめ、ふるさとセンターや両温泉施設などの利用客が大幅に減少し、経営は非常に厳しい状況になってしまいました。町、議会、公社との三者懇談会等で御説明をしてきたとおり、役員をはじめ、従業員一丸となって頑張っておりますが、今回のコロナ禍ではいかんともしがたい面があり、コロナ対策の経営健全化支援資金等の借り入れなど当面の運営のための借り入れに頼らざるを得ない状況となっております。

したがいまして、今シーズンのスキー場売り上げに期待するところではありますが、現在の状況ではどこまで誘客できるのか、売り上げを伸ばせるか不透明であり、私も経営陣の一員として憂慮しているところでございます。

また、ブランシュたかやまスキー場のあり方を検討する委員会により、スキー場については新たな公設民営として上下分離方式による運営に移行する方向性が示されておりますので、経営の健全化を目指した取り組みの強化を図るとともに、新たに振興公社のあり方を検討していく委員会も組織し、今後に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

さらに、10月末にはエコーバレースキー場の今シーズンの営業中止の情報が入ってまいりました。エコーバレースキー場が営業をしないとなれば、地元ペンション等の宿泊施設の経営に大きな打撃となりますので、運営会社トップと面会し、経営の継続をお願いしたところですが、残念ながら今シーズンの営業中止は決定したということでありました。

民間企業の経営に強い意見も、支援もなかなかできないところであり、町として、地元への影響ができるだけ小さくなるよう、観光協会をはじめ、関係者とのような対策、支援が効果的か、早急に検討してまいりたいと思っております。支援の内容等が決まってまいりましたら、議会の皆様に改めて相談してまいりたいと考えておりますので、その際にはよろしくお願いを申し上げます。

9月16日に発足した菅内閣は、最優先課題として新型コロナウイルス対策、その上での社会経済活動との両立をかかげました。また、10月26日からの臨時国会の所信表明では、活力ある地方をつくる、新たな人の流れをつくるとしました。国も、当面、コロナ対策に集中せざるを得ないと思いますが、コロナ後の日本を見据えて地方をどう発展させていくのか方針を示して、予定されている3次補正や来年度予算に反映をしていただきたいと思います。

G o T o キャンペーンの運営方針などを見ましても、国と地方の関係がぎくしゃくしておりまして、コロナ対策と経済対策を両立させていくことは難しいものと感じます。しかし、コロナウイルスがなくなるとは考えられないので、まずは感染予防策の徹底を示し、その後、来年の早い時期でのワクチン接種を実現させ、落ち込んだ経済により来年度の税収も減少が予想される地方にも配慮した政策を県などと連携しながら、町村会等を通じて国に要請をしまいたいと思っております。次に、今年度の事業進捗状況について申し上げます。

昨年の令和元年東日本台風災害で被災をしました箇所の復旧事業につきましては、土木施設災害復旧費では約4億3,000万円のうち今年度に3億2,000万円余を繰り越しして実施しております。渇水期の施工となる河川災害復旧を中心に、現在、鋭意工事を進めておりまして、令和元年執行分を含めて、竣工率43.5%、契約率は100%となっております。また、県施工となる1級河川関係の復旧工事につきましても、契約率は100%となっております。

農業用施設の災害復旧費では、約12億1,000万円のうち今年度に11億5,000万円余を繰り越しして実施しております。やはり渇水期、農閑期の施工が必要となる箇所が多数あります。まだ発注できていない箇所につきましては、来年度以降の発注になるものがございまして、今年度のように稲作には支障がないよう対応してまいりますので御理解と御協力をお願いいたします。

林道施設災害復旧費では43か所に及びます工事箇所に対し、3か所未発注のほか、20か所が竣工しておりますので、現在、施行中、発注分を含めて年度内竣工を目指して、工事の施工管理業務等に努めてまいりますので引き続きの御協力をいただきたいと思います。

平成28年度からの継続事業として取り組んでまいりました、史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡保存整備事業の中核となる展示施設に関しましては、建物がほぼ完成し、来年の7月オープンに向けて地層展示の整備などを進めております。また、施設の名称は広く公募を行い、遺跡の整備委員会及び調査指導委員会で選考した結果、歴史的でインパクトのある、その名も「星くそ館」と決定をいたしましたところ です。

日本遺産に認定されました「星降る中部高地の縄文世界」を広く発信するべく、地元の皆さんをはじめ、多くの皆さんに黒曜石鉱山の迫力を間近に感じていただき、長和町の雄大な自然とともにあった縄文人の暮らしに思いを馳せていただきたいと思います。

同じく繰越事業として整備してまいりましたグループホーム和田は、順調に工事も進んでおり、1月中旬に竣工の予定でございます。認知症高齢者の居住施設として、共同生活による認知症の進行抑制などのメリットを生かす運営に努めてまいりたいと考えておりまして、今議会に関係条例案、

指定管理者の指定の議案を提出しておりますので御審議をよろしく申し上げます。

山の子学園共同村の移転新築に合わせ建設します古町コミュニティ施設整備関係につきましては、地元自治会長さんや施設利用者の代表の皆様を委員として古町コミュニティ施設建設検討委員会を設置し、10月19日に第1回会議を開催したところです。施設の平面図を基に配置などについて活発な御意見をいただき、11月24日の第2回会議において、ほぼ施設の内容は固まってきました。会議の内容はその都度地元の皆さんにお知らせをして御意見を伺ってまいりまして、12月に開催予定の第3回会議で外観を含めて建物の概要を決定いただき、地方創生拠点整備交付金の申請と採択に努力をしております。

町内巡回バスの運行につきましては、公共交通審議会の答申をもとに新しい交通体制について関係機関と調整を進めるとともに、合併特例交付金を活用してワゴン車5台を購入し、10月1日から新体制で運行を開始いたしました。曜日別にワゴン車で町内をよりきめ細かい路線で運行し、上田方面への接続、白樺湖方面の季節運行、マルシェ黒耀への乗り入れなど、より利用しやすい交通網とダイヤを組んでまいりましたが、この変更により、利用者の皆様からいろいろな要望、御意見をいただいている状況でございます。すぐ変更できるものは対応いたしますが、今後も利用実績等を見ながら、より利用していただける運行を目指してまいりたいと考えております。

県事業で進めておりました道の駅のトイレ・バス停などの整備につきましては、10月15日に竣工いたしました。これにより一層快適で利用しやすい道の駅になったと思いますので、順調な売り上げと聞いておりますマルシェ黒耀をはじめ、道の駅全体の売り上げアップと地域の活性化につながるものと考えております。

次に、町の功労者表彰について申し上げたいと思います。

今年は、恒例の町文化祭もコロナ感染症対策のため中止せざるを得なかったわけですが、合併15周年記念として、11月3日に町の発展に貢献された35名の皆様方に功労者表彰を授与させていただきました。功労者の皆さんは、長和町発足以来、長年にわたりそれぞれの分野で町の発展に御尽力、御活躍をいただいていた方々でありまして、ぜひ、今般の困難な状況下で、町に対して貴重な経験に基づいた御意見を頂戴したいと申し上げたところでございます。

それでは、本議会に提案させていただきました条例制定・一部改正案13件、補正予算案4件、指定管理者の指定案1件、損害賠償の額を定める案1件、長和町教育委員の人事案1件につきまして、順次説明をさせていただきます。

最初に、条例にかかわる案件であります。議案第78号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第80号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、長野県人事委員会勧告及び今般の経済状況に鑑み、期末手当を0.05か月引き下げるものであります。なお、会計年度任用職員につきましては、その任用形態から来年度から引き下げることにいたしました。

これらの議案につきましては、12月期末手当の基準日が12月1日となっておりますので、本

日御審議の上、御決定をいただきたくまますようお願いを申し上げます。

次に、議案第 8 1 号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

地方税法等の一部改正によりまして、引用する用語が変更されたことから、条例の名称を含めて必要な改正を行うものです。

議案第 8 2 号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第 8 4 号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定につきましても、議案第 8 1 号と同趣旨で、延滞金等の算出にかかわります引用する用語を改正するものです。

議案第 8 5 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、引用します子ども・子育て支援法の改正による項ずれを改正するものです。

議案第 8 6 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の省令改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者要件について改正するものであります。

議案第 8 7 号 長和町グループホーム設置条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

グループホーム和田の移転新築に伴い、施設設置管理等の条例を新たに制定するものであります。

議案第 8 8 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

国民健康保険運営審議会の答申に基づき、来年度からの保険税を改正するとともに、所得税法の改正に伴い、必要となる改正を行うものです。

次に、議案第 8 9 号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 9 0 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第 8 1 号等と同趣旨でございまして、地方税法等の一部改正によりまして、引用する用語が変更されたことから必要な改正を行うものです。

次に、補正予算関係の議案について、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第 9 1 号 令和 2 年度長和町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、主な内容を説明させていただきます。

歳出につきまして、事業進捗にともなう増減及び新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止した事業の減額補正のほか、総務費においては、新公共交通体制による運行距離の増や新規路線運行準備に伴う巡回バス委託料の増、システム共同化負担金及びウイルス対策等のネットワーク強靱化工事などの情報管理一般経費の増額補正を計上させていただきました。

民生費においては、特別定額給付金や敬老祝賀事業の精算及び長野県後期高齢者医療給付費負担金の減額補正、グループホーム和田の外構工事等の経費を計上させていただきました。

農林水産業費におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった東京農大



活動支援補助金の減額やワイン産業プロジェクト圃場整備での工事費の増額を計上させていただきました。

商工費においては、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響による町内の祭りの中止を受けた補助金の減額補正、振興公社あり方検討委員会に関する経費などを計上させていただきました。

土木費においては、町道等の修繕工事及び補助事業の工事費にかかわる経費を計上させていただきました。

消防費においては、団員数確定に伴う報酬や報償費にかかわる経費や地方創生臨時交付金の活用によって備品を購入いたしましたので、町単の防災備品購入の減額を計上させていただきました。

教育費におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった経費の減額を計上させていただきました。

災害復旧費におきましては、農業用施設、林業施設の工事請負費の増額補正、土木施設につきましては、組みかえをした予算計上といたしました。

次に、歳入につきまして主要内容を説明させていただきます。

国・県の負担金及び補助金であります。歳出の補正予算で計上させていただきました各事業費により見込みまして、補正を計上させていただきました。このほか、繰入金においては、実績に伴う財産区繰入金や基金繰入金の補正、町債におきましては、災害復旧に関します災害復旧事業債及び組みかえによる起債額を計上させていただきました。

以上、一般会計全体で2,501万1,000円の増額をお願いするものであり、補正後の予算総額は80億3,399万1,000円であります。

続きまして、議案第92号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）から議案第94号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）の主要内容について説明をさせていただきます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険特別会計補正予算につきましては、それぞれ実績と今後の見込みに応じた補正予算が主なものとなっております。

次に、議案第95号 指定管理者の指定についてであります。

グループホーム和田について、現在と同様に社会福祉法人依田窪福祉会を指定管理者として指定するものでございます。

次に、議案第96号 損害賠償の額を定めることについてにつきましては、公用車を運転中に発生しました交通事故について、示談による損害賠償額の決定をいただきたいと思います。

最後に、議案第97号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。

この12月2日に4年間の任期が満了となります1名の教育委員について、その後任となる委員の任命につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上、本定例会に提案させていただきました議案について概要を説明させていただきました。詳

細につきましては、御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時11分です。10時20分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時11分

---

再 開 午前10時20分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま上程されました日程第6 議案第78号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8 議案第80号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び日程第24 議案第96号 損害賠償の額を定めることについてから日程第25 議案第97号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、議案第78号から議案第80号及び議案第96号から議案第97号は本日審議し、即決することに決定いたしました。

それでは、日程第6 議案第78号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の6—1ページを御覧ください。

議案第78号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

県人事委員会の勧告に伴い、一般職の職員の期末手当を0.05か月引き下げるものです。

6—3ページからの新旧対照表を御覧ください。

6—3ページが第1条の新旧対照表となっております。第1条で、来月支給されます期末手当を100分の130から100分の125にいたします。

6—4ページ、第2条ですけれども、来年度以降、6月と12月に支給される期末手当を100分の127.5と改正前からそれぞれ0.025か月、合わせて年間で0.05か月引き下げる改正を行うものです。

したがって、施行日については、第1条を公布の日から、第2条を令和3年4月1日からとしております。

先ほど御決定いただきましたように、本日御審議の上、御決定をよろしくお願いいたします。  
以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 0.05%の引き下げなんですけども、それによりまして、全額で幾ら減額になるかお答え願います。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 0.05か月の減額でございます。パーセントではなく0.05か月ということで、特別職、特別会計、合わせて172万円ほどの減額補正を、これも3月に行う予定でおります。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第79号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の7—1ページからとなります。

議案第79号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この条例改正につきましても、改正の趣旨は先ほどの議案第78号と同様でございますが、会計年度任用職員の期末手当は一般職に準ずるよう規定されておりますので、来月支給される期末手当が0.05か月減額されることとなります。しかし、これは1会計年度ごとに勤務条件を定めて任用を行うこの制度の性格になじまないと考えられますので、今年度の減額を行わず、来年度から支給される期末手当に適用されるよう改正を行うものです。

7—3ページ、新旧対照表を御覧ください。

改正案第1条において、準用する一般職の給与条例を読みかえることにより、今年度の支給を変  
更せず、第2条において来年度から一般職と同様に年間の期末手当支給額を0.05か月引き下  
げるものとしております。

施行日についても、議案第78号と同様です。

本案についても即決をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 今年度は減額しないということですがけれども、来年度は減額するというこ  
とですが、これについても総額で幾らになりますか。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 40万円弱となります。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより議案第79号を採決いたします。

議案第79号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第80号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、議案書の8—1ページをお願いいたします。

議案第80号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、この条例改正につきましても、ただいま御決定いただきました2つの  
条例改正の趣旨と今般の経済状況を考慮しまして、常勤特別職におきましても期末手当を0.05  
か月引き下げるものでございます。

第1条で来月支給の期末手当を、第2条で来年度以降支給される期末手当を引き下げる改正内容

となっております。

本案も施行日については前2つの議案と同じで、即決をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） これについても、今まで2つの減額0.05か月をお聞きしたんですけれども、これについても幾らの金額になるのか。そして、合計、議会もしたがって0.05か月減額します。したがって、町全体で幾らになるのか御質問をいたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 先ほど申し上げました172万円余という数字には特別職も含まれておりまして、その内訳について、またお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより議案第80号を採決いたします。

議案第80号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第81号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第18 議案第90号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それではお願いします。

議案書の9—1ページからとなります。

議案第81号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本改正案は、地方税法等の一部改正によりまして、延滞金に係る特例基準割合の文言が延滞金特例基準割合に改めました。これに合わせて、この条例全体の見直しを行いまして改正を行うものです。

議案書 9—4 ページ、新旧対照表を御覧ください。

条例名を変更し、第 2 条から第 4 条でそれぞれ見出しの内容を明確化いたしました。

第 5 条において、延滞金の割合を改正しておりますが、次のページ、附則第 4 項において、延滞金特例基準割合を定めております。

施行日は令和 3 年 1 月 1 日としております。

次に、議案書の 10—1 ページをお願いいたします。

議案第 8 2 号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、次の議案第 8 3 号 長和町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案書では 11—1 ページと同様の改正内容でありますので、合わせて説明させていただきます。

民法の一部改正により、法定利率が見直されたこと、地方税法等の一部改正により、延滞金特例基準割合の文言に改められたことから改正するものでございます。

議案書 10—3 ページ、新旧対照表を御覧ください。

第 4 2 条において、下線部分を法定利率に改正し、附則第 6 項において、当分の間の延滞金の割合の特例、延滞金特例基準割合について改正しております。

議案第 8 3 号 町営住宅条例の一部改正につきましても、条番号は違いますが同様の改正内容ですので御確認をお願いいたします。

施行日は両改正案とも令和 3 年 1 月 1 日としております。

次に、議案書の 12—1 ページをお願いいたします。

議案第 8 4 号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも延滞金特例割合に関して改正するもので、12—3 ページ、新旧対照表を御覧下さい。附則第 4 項において下線部分を延滞金特例基準割合に改正するものです。

施行日は令和 3 年 1 月 1 日としております。

議案書の次のページとなりますけれども、議案第 8 5 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

13—3 ページ、新旧対照表を御覧ください。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、項ずれした下線部分を改正するものです。

施行日は公布の日からとしております。

次のページです。議案第 8 6 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

この改正につきましては、居宅介護支援事業所における管理者の要件に関する省令の改正により、管理者の要件が一部緩和され、経過措置が設けられたことから改正を行うものです。

14—3 ページからの新旧対照表を御覧ください。

第5条にただし書きによりやむを得ない場合の管理者の条件緩和を追加し、附則第2項に経過措置を追加するものです。

施行日は公布の日からとしておりますが、第5条第2項ただし書きについては、令和3年4月1日としております。

次に、議案書の15-1ページ、議案第87号 長和町グループホーム設置条例の制定につきまして、お願いいたします。

グループホーム和田の移転新築に伴いまして設置条例を新たに定めるものであります。

15-2ページを御覧ください。

第1条で目的及び設置、第2条で名称及び位置を定めます。以下、事業、指定管理者による管理等の管理、施設の使用、家賃の限度額等に関する条項を定める内容となっております。

条例の施行日は令和3年2月1日としております。

次に、議案書の16-1ページを御覧ください。

議案第88号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、改正の内容ですけれども、国民健康保険運営審議会の答申に基づきまして、資産割を段階的に廃止することとし、資産割の税率を引き下げ、所得割、均等割、平等割で調整を行うものです。また、所得税法の改正に伴い、基礎控除額が変更されましたので、必要となる改正を行います。

条例の施行日は、附則第1項で令和3年1月1日としておりますが、第2項の規定によりまして、実際の保険税の算定は令和3年度からとなります。

次に、議案書の17-1ページをお願いいたします。

議案第89号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも次の議案第90号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これも議案書では18-1ページになりますが、これと同様の改正内容でありますので、合わせて説明させていただきます。

これらの改正案につきましても、議案第81号ほかと同様に、地方税法等の一部改正により、延滞金の特例基準割合の文言が延滞金特例基準割合に変更されたことから改正するものです。

18-3ページを御覧ください。

第42条において、下線部分を延滞金特例基準割合に改正するものです。

議案第90号 介護保険条例の一部改正につきましても、条番号が違いますけれども同様の改正内容ですので御確認をお願いいたします。

施行日は両改正案とも令和3年1月1日としております。

条例案に関する説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

なお、今回定例会に上程された議案のうち、議案第81号から議案第95号までは委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、後刻、所属する担当委員に委ねていただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いいたしたいと存じます。

これより質疑を行います。質疑ございますか。小川議員。

○8番（小川純夫君） グループホームの設置条例であるが、今までのグループホームについて設置条例はあるのか。また、あったとすればその条例は廃止するのか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 新たにできるグループホームにつきましては、今回、条例を上程させていただきました設置条例で対応させていただきたいというふうに思っています。

それで、今までのグループホームにつきましては、小規模ケア施設という条例がありますので、その中で対応をさせていただきました。ただ、その条例につきましては、認知症対応型の通所事業がそのまま残りますので、今ある条例についての廃止の条例は上程しておりません。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第19 議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、よろしくお願いたします。

議案書につきましては19ページをお願いいたします。

1ページおめくりをいただきまして、議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出の補正につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に2,501万1,000円を追加し、総額、歳入歳出それぞれ80億3,399万1,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。

地方債の補正につきましては、過疎対策事業債では長門老人福祉センタートイレの修繕事業分を減額し、緊急防災減災事業債では、対象外となった消防車両分の減額と過疎債で減額をした老人福祉センタートイレの修繕事業を増額させていただきました。また、災害復旧事業債は、復旧事業の増額に伴い、160万円の増額となっております。

内容につきましては11ページからとなります。

主な歳入につきましては、国庫支出金では実績に伴う減額、土木費の社会資本整備事業及び農地費の圃場整備関連で増額となっております。



12ページからの基金繰入金でございますが、事業の実績等に合わせましてそれぞれ補正を行い、1,805万9,000円の増額となっております。

町債につきましては、先ほどの第2表地方債補正で御説明させていただいたとおり、それぞれ補正をするものでございます。

歳出につきましては、15ページからになります。

各項目に記載されている人件費、その他経費につきましては、主に実績または実績見込みによる補正をさせていただいております。

15ページの巡回バス運行委託料につきましては、運行距離増加などにより380万1,000円の増、16ページになりますが、企画費では、空き家活用移住促進事業として1軒分の改修補助金の増額となっております。

18ページになりますが、情報管理費では、市内ネットワークの強靱化に156万5,000円、基幹系のシステム共同化負担金3か月分として780万9,000円の増額となっております。

ケーブルテレビ施設運営費では、中部電力共架変更に係る経費260万円の補正となっております。

民生費では、20ページになりますが、特別定額給付金事業は実績による230万円の減額、21ページの後期高齢者医療給付費負担金905万9,000円の減、22ページの介護保険特別会計繰出金472万2,000円の減、グループホーム和田の関係では、エアコンの設置、外構工事に450万円ほかの経費を計上させていただきました。

ページが飛びますが農林水産業費でございますが、26ページの農業振興費でございます。農業機械施設導入に176万3,000円の増、新型コロナウイルス感染症の関係で実習が中止となった東京農大活動支援補助250万円の減、27ページになりますが、多面的機能支払い交付金は割当額の変更によりまして283万円の減、ワイン関連の圃場整備で750万円の増額となっております。

28ページの商工費でございますけれども、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、祭りの中止等を受けて補助金の減額補正などをさせていただいております。

29ページの土木費に関しましては、社会資本整備事業で250万円の増額補正となっております。

30ページになりますが、消防費でございます。消防団員の退職報償金としまして316万7,000円の補正、防災対策費では、予定していた防災備品の購入を地方創生臨時交付金による購入とすることにしたため、300万円の減額とさせていただいております。

31ページからの教育費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった総合文化祭や町民運動会、町民大学、大山獅子実行委員会への補助金などの経費の減額を計上させていただいております。

最後になりますが、33ページからの災害復旧費でございます。農業用施設は町単事業の設計と

工事に関する経費 800 万円、林業施設 8 か所の復旧工事請負費 500 万円の増額補正、土木施設につきましても、重機借上料と工事費の組みかえをした予算計上といたしました。

詳細につきましては、委員会審議におきまして各担当から御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第 20 議案第 92 号 令和 2 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）についてから日程第 22 議案第 94 号 令和 2 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず最初に 20 ページの 1 ページ目をおめぐりいただきたいと思っております。

議案第 92 号 令和 2 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ 529 万 4,000 円を追加しまして、歳入歳出の総額を 8 億 886 万 9,000 円とするものでございます。

内容につきましては、9 ページを御覧ください。

まず、款 1 国民健康保険税につきましては、一般被保険者の国民健康保険税の収納状況と今後の見込みを勘案いたしまして全体で 159 万円の減額。

次に、款 5 項 2 目 1 災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかわる国民健康保険税減免に対する国庫補助として 15 万円の増額をさせていただきます。

款 12 項 4 目 5 雑入につきましては、令和元年度の療養給付費等の普通交付金の精算のため、国民健康保険団体連合会より返還金としまして 673 万 4,000 円を歳入、この項で受け入れをしまして、歳出の款 9 項 1 償還金及び還付加算金から県へ返還をするための増額補正となっております。

次に、10 ページの歳出について御説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。

款 3 国民健康保険事業納付金、項 1 医療給付費分、項 2 後期高齢者支援金等分、項 3 介護納付金につきましては、それぞれ納付金の決定による増減の補正となり、款 3 国民健康保険事業納付金合計で 144 万円の減額となります。

款9項1目7その他償還金につきましては、先ほど歳入で説明をさせていただいたとおり、令和元年度療養給付費等の普通交付金の精算に伴う県への返還金ということで673万4,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案書の21ページをお開き下さい。

1ページ目をおめくりください。

議案第93号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ25万5,000円を追加をさせていただきますと、歳入歳出の総額を8,909万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページをお開きください。

まず、歳入でございますけど、款1項1後期高齢者医療保険料、目2普通徴収保険料の滞納繰越分につきましては、徴収実績に基づきまして2万3,000円の増額でございます。

款4繰入金につきましては、この後歳出で説明をさせていただきますが、事務費繰入金として43万4,000円の増額、保険基盤安定繰入金として22万円の減額、合計で23万2,000円の増額補正とさせていただきます。

10ページの歳出につきましては、款1項1目1一般管理費として、後期高齢者医療制度におけるシステム改修として43万4,000円の増額。なお、このシステム改修につきましては、一般会計において全額国庫補助として受け入れ、後期高齢者医療特別会計で全額を受け入れて対応をするものでございます。

次に、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金の決定によりまして20万2,000円を減額するものでございます。

款4予備費につきましては、補正に伴う総額調整のための補正となっております。

続きまして、議案書22ページ、1ページ目をお開きください。

議案第94号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出から3,343万9,000円を減額させていただきますと、歳入歳出の総額を11億2,357万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページから御説明をさせていただきます。

主な部分について説明をさせていただきます。

今回の補正は、今までの実績と今後の見込みを勘案しまして、保険給付費等にかかわる補正が主なものとなっております。

まず、歳入の款1項1目1第1号被保険者保険料につきましては、今までの実績と今後の見込みを勘案しまして217万4,000円の減額、款3項1目1介護給付費負担金につきましては、実績と今後の見込みを勘案し、介護給付費が減額となることから、介護給付費負担金につきまして6

59万8,000円の減額となっております。

以下、款3項2国庫補助金から10ページの款8一般会計繰入金につきましても、実績と今後の見込みを勘案しまして、各種事業に対する交付金の決定及びその対応に伴う補正となっております。

次に、11ページからの歳出ですが、款1項2目1賦課徴収費節12委託料につきましては、令和3年度介護保険制度改正の対応のためのシステム改修として、委託料101万2,000円の増額。なお、このシステム改修につきましては、国庫補助2分の1で対応をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス費から17ページの款4地域支援事業費項4包括的支援事業任意事業につきましては、今後の見込みを勘案しての補正となっております。また、財源内訳の変更となっております。

この中で、主なものとして説明をさせていただきます。

主なものとしましては、要介護者への介護サービス利用時に給付として支給します11ページの居宅でのサービス、目1居宅介護サービス費が約4,000万円の減額、目3地域密着型介護サービス給付費が1,200万円の増、12ページの施設でのサービスであります目5施設介護サービス給付費として1,000万円の減額補正となっております。

13ページの要支援者への介護予防サービス利用時の給付費として、項2介護予防サービス等諸費のうち、サービス利用時に作成をいたします計画費用として、15ページのみ7介護予防サービス計画給付費として20万円の増額を補正するものでございます。

次に、17ページ、款5特定入所者介護サービス費、目5特定入所者介護予防サービス費につきましては、低所得者の方が施設の入所または短期入所利用時の居住費、食費について、所得に応じて負担限度額が設けられており、既定の額とその差額を給付する給付費として給付するもので、実績と今後の見込みを勘案し、10万円の増額補正となっております。

次に、同じく17ページの款6項1目2償還金につきましては、令和元年度の介護給付費の精算によりまして、国県への償還金が生じることから324万9,000円の増額を補正をするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第23 議案第95号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）を議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書の23-1をお願いいたします。

議案第95号 指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第3項の規定により、グループホーム和田の指定管理者を次のとおり指定する。よって、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、グループホーム和田でございます。

指定管理者の名称が、社会福祉法人依田窪福祉会。

主たる事務所の所在地は、長野県上田市下武石776番地1でございます。

指定期間は、開所準備期間も含めまして、令和3年2月1日から令和8年3月31日までの5年2か月とするものでございます。

23-2ページ以降、申請書の写し等を添付してございますのでよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第24 議案第96号 損害賠償の額を定めることについてを議題とし、審議に付します。

なお、先ほど御決定いただいたとおり、議案第96号から議案第97号までは本日審議し、即決といたします。

担当課長から詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、24-1ページをお願いいたします。

議案第96号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法関係規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、損害賠償額につきましては52万7,200円でございます。

相手方につきましては、長和町大門在住者。

事故の概要ですけれども、今年の8月7日、午前8時30分、国道152号、上田市の丸子消防署前で相手方の運転する車が横断歩道前で停車しておりまして、そこに町の委託職員が運転するトラックがよそ見をして追突をしたというものでございます。

事故処理の経過、方法でございますけれども、相手方は救急車で依田窪病院に搬送され、頸椎ねんざの診断を受け、同日昼ごろ帰宅したということです。

同日午後、事故を起こしました委託職員と委託会社所長、町民福祉課長、担当係長4名が相手方のお宅へ訪問し、謝罪をいたしました。

町は、相手方に対しまして、本件事故に対する一切の損害賠償金として52万7,200円を支払うものとするものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、町が保険契約に加入する損害保険ジャパンから相手方が指定する口座に支払うものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 4名で相手方宅へ行って謝罪をしたということですが、この4名の中に委託会社所長とありますけれども、これは共立メンテナンスという会社が、今、再任用の職員の扱いをしているんだということから、ここの所長も同席したいという解釈でいいんですか。

それからもう1点、もう既にこのお金は、8月7日に事故が発生しておりますから、当然、もう速やかに相手方に支払うのが普通だと思います。したがって、これは支払いがまだされていないのか、既にしちゃったのか、これについてもお答え願ひます。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 公用車を運転しておりました委託職員は、包括業務委託をしている共立メンテナンスの職員でございまして、その所長が謝罪にも同席をしたということでございます。

それから、損害賠償金につきましては、9月3日に示談が成立いたしまして、9月16日付で支払い済みとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第96号を採決いたします。議案第96号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第97号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、議案第97号をお願いいたします。

議案書の25ページをお願いいたします。

長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてということであります。

次の者を長和町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

現在、1名の教育委員さん、来月12月2日をもって4年間の任期が満了となります。12月3日からの後任の委員さんにつきまして、同意のほうをお願いしたいと思っております。

お願いする委員さんにつきましてですが、氏名が植原奈緒子さんでございます。生年月日は、昭和52年3月21日、住所が、長和町長久保1625番地1となっております。

任期につきましては、来月12月3日から令和6年12月4日、4年間になりますが、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 以上で議案の説明を終わります。

本案につきましては、質疑・討論を省略し、採決をいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、これより議案第97号を採決いたします。

議案第97号を原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第97号は、原案のとおり同意されました。

---

◎日程第26 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

◎日程第27 陳情第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情

◎日程第28 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第26 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情、日程第27 陳情第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情、日程第28 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情を一括して上程いたします。

陳情第4号から陳情第6号は、全て委員会付託を予定しております。陳情案について、不明な点などがございましたら、6日までに事務局へ申し出てください。

---

◎日程第29 意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

(議員提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第29 意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を上程いたします。

上程された議案について、渡辺久人議員より提案理由の説明を求めます。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について御説明申し上げます。

議案書29-1ページから29-3ページでございます。

この意見書は、会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものであります。

内容であります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済的、社会的に甚大な影響をもたらしている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたい状況になってきております。当町を含めた地方自治体は、コロナ禍の中、さまざまな課題に対処していかなければならず、喫緊の財政需要への対応を始め、長期化する感染症対策に迫られ、今後の地方財政はより一層厳しくなることが予想されます。

よって、議案書29-2ページにありますとおり、5項目の事項について、国に要望する意見書を提出するものであります。

提出先は、議案書29-3ページでございます。

この中で、文言及び提出先に修正等がありましたら、議長に一任させていただきたいと存じますが、議員皆様の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

意見書第6号については、最終日に審査いたします。

---

◎日程第30 意見書第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

(議員提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第30 意見書第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を上程いたします。

上程された議案について、渡辺久人議員より提案理由の説明を求めます。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 続いてお願いいたします。意見書第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書について御説明申し上げます。

議案書30-1ページから30-2ページでございます。

この意見書は、会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものであります。

内容であります。現在、異常な気象変動の影響を受け、世界各地でさまざまな自然災害が発生しております。こうした状況の中、国においては、国土強靱化基本計画を改定し、重点化すべきプ



プログラムなどを推進するため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策に取り組んでまいりました。しかし、その期限が令和3年3月末となっております。

昨年、当町では台風19号により大きな災害に見舞われました。また、全国においても過去にない大きな災害に見舞われております。こうした現状を踏まえ、今年度末期限の防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策のさらなる延長、拡充を要望するものであります。

詳細な内容、提出先については、議案書30—2ページでございます。

この中で、文言及び提出先に修正等がありましたら、議長に一任させていただきたいと存じますが、議員皆様の賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

意見書第7号についても、最終日に審査いたします。

---

#### ◎日程第31 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第31 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第81号から90号までの条例案10件、議案第91号から94号までの令和2年度補正予算案4件、議案第95号、指定管理者の指定について1件、陳情第4号から第6号につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、12月4日に一般質問を予定しておりますが、会議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、一般質問につきましては、午前9時から開会いたします。

ここで、先ほどの議案第80号の質疑において質問がありました事項について、担当課長より答弁の発言を求められておりますので、これを許可したいと存じます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 済みません。先ほど議決いただきました一般職、特別職等の給与の減額についての減額額ということでございます。

特別職が13万4,000円、一般職が特別会計を含めて158万9,000円、合わせて172万3,000円という額となっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 答弁を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定していた会議は終了いたしました。  
会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午前11時16分

第 2 号

( 12 月 4 日 )

議 事 日 程

令和2年12月 4日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和2年長和町議会12月定例会（第2号）

令和2年12月4日 午前 9時00分開議

出席議員（8名）

|    |          |     |          |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 佐藤 恵一 議員 | 2番  | 渡辺 久人 議員 |
| 3番 | 田福 光規 議員 | 4番  | 羽田 公夫 議員 |
| 5番 | 伊藤 栄雄 議員 | 7番  | 柳澤 貞司 議員 |
| 9番 | 宮沢 清治 議員 | 10番 | 森田 公明 議員 |

欠席議員（1名）

8番 小川 純夫 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |          |              |          |
|---------|----------|--------------|----------|
| 町 長     | 羽田 健一郎 君 | 副 町 長        | 高見沢 高明 君 |
| 教 育 長   | 辰野 登志男 君 | 総 務 課 長      | 金山 睦夫 君  |
| 企画財政課長  | 藤田 仁史 君  | 建設水道課長       | 龍野 正広 君  |
| 別荘担当課長  | 上野 公一 君  | こども・健康推進課長   | 長井 剛 君   |
| 町民福祉課長  | 藤田 孝 君   | 情報広報課長兼会計管理者 | 城内 秀樹 君  |
| 産業振興課長  | 藤田 健司 君  | 教 育 課 長      | 宮阪 和幸 君  |
| 文化財担当課長 | 大竹 幸恵 君  | 総務課長補佐       | 小林 義明 君  |
| 代表監査委員  | 依田 典仁 君  |              |          |

議会事務局出席者

|         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 事 務 局 長 | 中原 良雄 君 | 議会事務局書記 | 牛山 美智子 君 |
|---------|---------|---------|----------|

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

長和町議会第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議につきましては、8番、小川議員が欠席であります。

一般質問に入ります前に、議案第87号に関わる議案書の訂正の申出がありました。議案第87号 長和町グループホーム設置条例の制定についてであります。議案書の15—4ページにあります利用料金の別表第12条関係において、字句が抜けておりましたので、追加記載するものであります。

お手元に訂正した議案書、またこれに関わる正誤表をお配りしておりますので、差し替えていただきますようお願いいたします。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（森田公明君） それでは、日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日4名の一般質問を行います。

3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○3番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。本日私は、マルメロ道の駅ながと「マルシェ黒耀」の現状と今後の課題・取組について、第2点として、新型コロナウイルス感染症への当町の対応と対策についての2点について質問をさせていただきます。

第1の質問に入ります。

マルシェ黒耀が6月13日に開設して6か月余りが経過をいたしました。開設して1年未満の施設ではありますが、町として多額の経費を投入して建設した施設であり、ぜひとも当初の目的を達成して運営されることを期待いたしまして質問をさせていただきます。

マルシェ黒耀の8月から10月の月ごとの売上額、購入者数をお答えください。また、当初の計画での1日当たりの売上額、購入者数との比較をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

田福議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ただいまお話のあったとおり、マルシェ黒耀もオープン以来半年を迎えようとしております。コロナ禍の中、また試行錯誤での船出ではあったものの、売上げや入場者などにつきましては順調に

移行している状況であるというふうに伺っております。

しかしながら、直面する課題などもあるようでございます。基本的には指定管理先での事項であるため、行政としては介入はできないというふうに考えているところでありますし、また、そういったするつもりもないわけでございますけれども、町としてこれは協力し、丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

御質問の事項につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） それでは、御質問につきまして私のほうからお答え申し上げます。

同社からの報告によりますと、8月の売上げは2,188万円、購入者1万4,530人、9月の売上げでございますが、2,138万円、購入者は1万3,407人、10月の売上げは2,600万円、購入者は1万3,987人とのことでございます。

当初計画との比較ということでございますけれども、売上げにつきましては、計画の1.7倍、購入者数でございますけれども、計画の1.3倍となっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 6月から結果が出されている月までの月ごとの支出額について、お願いいたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 決算を迎えませんと何とも申し上げられないといった部分もございますけれども、運営会社から確認いたしまして、いわゆる販売管理費のみ申し上げます。6月が1,150……。

○議長（森田公明君） しばらくお待ちください。1回止めてください。（発言の声あり）

ただいまちょっと原因を調べておりますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時07分

---

再 開 午前 9時28分

○議長（森田公明君） 会議を再開いたします。

藤田産業振興課長の答弁より再開いたします。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 決算を迎えませんと何とも申し上げられない部分もあるわけでございますけれども、運営会社に確認いたしまして、いわゆる販売管理費のみ申し上げます。6月が1,105万円、7月が516万円、8月が511万円、9月が457万円、10月が436万円とのことでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） その支出額のうち、施設管理経費（水光熱費）等についてを月ごとにお答えください。また、その施設管理経費の当初の計画との比較をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 御報告を頂きました水道光熱費を申し上げます。6月が約30万円、7月が約50万円、8月が約69万円、9月が約56万円、10月が約55万円となっております。また、当初の計画との比較でございますけれども、通年でないと分からない部分があるわけでございますけれども、ほぼ計画どおりという状況であるということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 9月の議会の答弁で、10月に町の監査委員による指定管理の監査を行うとの答弁がございましたが、監査結果についてお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 依田代表監査委員。

○代表監査委員（依田典仁君） それでは、お願いいたします。

指定管理委託監査であります。長和町監査基準に基づく監査計画により毎年実施しているものでございます。今年度は10月26日に実施いたしました。

監査対象施設は、町が指定管理契約を行っている18施設のうち、町が指定管理料を定額で支払った7施設と、御質問いただきましたマルシェ黒耀について監査を実施いたしました。

監査対象期間は、令和元年度事業としておりますが、マルシェ黒耀につきましては、建設に関わる事業費が大きかったこと、また、町民の皆様の関心が高いことなどを踏まえ、特別に監査を行ったものであります。

監査の内容でございますが、指定管理者の指定は法令・条例等に根拠を置いているか、指定管理者の指定は適正・公平に行われているか、協定書に必要事項が記載されているか、また協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理体制は適切か、指定管理料は適切か、利用料金の設定は適切かといった観点で実施し、結果、適切に執行されているものと認められました。詳細な監査結果及び所見につきましては議案書に添付されています指定管理者監査報告書を御覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 指定管理者に対する監督責任の具体化として、モニタリング評価について質問いたします。

第1点ですが、町は指定管理施設において、住民に対する適正な公共サービスの提供を確保し、説明をする責任があります。モニタリングは、指定管理施設において適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかなどの管理運営状況を日常的・継続的に評価・確認を行い、運営上の課題等を発見し、それを施設の管理運営にフィードバックすることで、施設の管理運営状況を向上させることを目的に行われています。



近年、隣町の立科町などを含めて、モニタリングに取り組む自治体が増えており、私は昨年6月の議会の一般質問で、「指定管理施設に対するモニタリングの実施」を要望いたしました。9月議会の答弁で、「モニタリング評価の実施に向けて準備している」との答弁がございましたが、いつから、どのような方法で実施されますか。対象は全ての指定管理施設ですか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、答弁をさせていただきます。

指定管理施設のモニタリングにつきましては、他の自治体でも取組が行われていることから、当町においても令和2年度事業分から実施をする方針でございます。

実施方法につきましては、指定管理者が施設利用者を対象にした満足度アンケート調査を行った上での自己評価、施設所管部署による評価を統一の様式で取りまとめをいたします。

実施する施設は、監査委員による令和2年度指定管理者監査の対象となっている施設のうち、ふれあいの湯、やすらぎの湯、ブランシュたかやまスキー場、マルシェ黒耀の4施設を予定しております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） ただいまの答弁に対する関連質問をいたします。

モニタリング評価を実施する際の評価項目が決まっていたら、お答えいただきたいと思いません。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 評価の点になりますけれども、施設の利用のしやすさ、施設の清掃、整理整頓、職員の対応、料金、総合的な満足度、その他各施設で必要と思われる項目について評価を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、モニタリングについての情報の公表・公開について質問いたします。

指定管理者制度適用における透明性を確保するため、町と指定管理者は情報の公表等を積極的に行う必要があります。

隣町の立科町では、モニタリング結果を町のホームページに公表しております。モニタリング結果を当町のホームページに掲載する予定はありますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 来年度、指定管理者監査をしていただいた後に、ホームページにおいて公表したいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次の質問に移ります。生産者組合員の販売額、人数を、8月から10月の月ごとに、出荷種別ごとにお答えいただきたいと思いません。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 確認させていただきました販売額並びに出荷品数を申し上げます。

8月でございますが、1万9,100点、275万円、9月であります、1万8,000点、259万円、10月ですが、1万5,800点、281万円、これにつきましては、直売野菜でございます。

直売果物の関係でございますが、8月ですが、1,000点、56万円、9月が3,300点、182万円、10月が3,200点、175万円。

直売の穀物でございます。8月が240点、35万円、9月が320点で、39万円、10月が530点で65万円でございます。

直売の生花でございますが、8月が2,700点、82万円、9月が2,200点で49万円、10月でございますが、80点で21万円ということでございます。

直売の加工食品でございますが、8月が1万600点で396万円、9月が1万300点で377万円、10月が1万1,000点で405万円ということでございます。

直売の加工品でございます。8月が1,000点で88万円、9月が820点で68万円、10月が800点で70万円ということでございます。

直売のその他でございます。8月が160点で16万円、9月が120点で14万円、10月が110点で17万円。

総合計でございますが、10万1,920点ございまして、2,980万円ということございました。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） マルシェ黒耀の開設目的で、町民への福祉的な位置づけで大きな位置を占めていた生鮮食料品の配達販売の具体化について質問をいたしたいと思っております。

9月議会の私の同様の質問に対して、町長から「運営会社では、現段階では宅配料金がその都度回収でき、利用者に振込等の手間がかからないことを前提にし、既存の食品配達業種と連携など運用可能か検討しているとのことです。また、運用段階としては、独居者及び地域性を考慮の上、モニターを実施し運用開始につなげたいとのことです。早急にシステムの構築を目指して連携して取り組んでいきたい」との答弁でした。現状はどこまで進行していますか。いつから開始できる見通しですか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） この宅配事業の進捗状況ということでございますけれども、指定管理会社でございます株式会社マルメロエイトでコンサルタントによりますシステムの作成を委託いたしまして、様々な検討を重ね、計画案策定に取り組んでおる段階ということでございます。

また、検討段階で幾つか課題が生じているとの報告も受けてございます。それらにつきましては、

どのような品物が求められているのか把握すること、それによりマルシェ黒耀で扱っていない品が出た場合の商品の仕入れ方法等、画期的で簡単な注文や支払い方法、宅配対象者の数が多い場合の作業人員の確保をどうするかなど、経費の増大に伴います経営的な課題など各般にわたりまして上がっている状況でございます。

今現在でございますが、既に宅配事業を手がけておるJAに御協力を頂きながら協議を重ねている状況であると報告を受けてございます。

また、対象者の商品に関するニーズを的確に把握するために、今年度は対象者を独居世帯並びに運転免許証の返納者に絞りまして、まずはモニタリング事業を実施することから始め、アンケートを取りまとめ、来期から町民の皆様から求められる宅配事業といたしまして、本格的な稼働をさせたいという予定であるとお聞きしております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 9月の一般質問の際に、宅配の実現が行われるまでの方策として、マルシェ黒耀の店の中に、イトーヨーカ堂移動販売車で販売していたような生鮮食料品を置いてほしいという声を紹介し、検討をお願いしました。その後の変更等は行われたでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 生鮮食品等の取扱い要望についてでございますけれども、生鮮食品は、以前より40品目の取扱いがございました。この11月18日からは、それらを80品目に増やしまして、精肉・鮮魚等は少量パックの提供を開始してございますので、ぜひとも御確認をお願いできればと思います。

なお、基本的なコンセプトでございますけれども、利用しやすく新しさのある売り場づくりを目指しているとのことでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 食堂について質問をいたします。10月から株式会社長門牧場がテナント入店してメニューも変わりました。変更になったメニューと利用者の反応についてお答えください。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 変更メニューについてでございますが、長門牧場のオリジナルカレーなどが加わりまして、一部高級食材を使用したメニューにつきましては、内容、価格を見直しまして、利用しやすい環境整備を図っていきたいといったことでございます。

利用者の反応でございますけれども、まずは上々でございまして、リピーターも増加にある傾向ということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 大きな2つ目の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への当町の対応と対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、第3波の感染と思われる感染拡大が進行しており、いまだ沈静の見込みがないことから、先行きが見通せない厳しい状況が続いています。このような中で、当町には、町民の命と健康を守るために、町内からの感染者を出さないこと、また感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応が求められています。

政府は、新型コロナウイルス感染症の第3波と思われる感染拡大の進行の中でも、経済活動の活性化を優先し、若干の変更は行ったものの、Go ToトラベルやGo Toイートなどの事業を推進しています。

町長にお聞きします。12月に入り、当町でも忘年会などの大人数による会食等も計画されていると思われまますので、感染拡大が懸念されるところであります。町民の皆さんに年末年始の過ごし方、注意点等について、町からの訴え、呼びかけをお願いします。また、この議会での答弁だけでなく、朝の放送等を通じて町民の皆さんに直接訴えていただくこともお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、第3波とも言える感染拡大が続いており、これ以上の感染拡大防止が重要となっております。一方、コロナ禍における地域の経済への影響も大きく、Go Toトラベルなどの事業を通じて経済の活性化を図る必要もあり、大変難しい局面であるというふうに承知をしておるところでございます。

私は、これまでも春の第1波、夏の第2波の感染拡大時にテレビなどを通じまして、直接町民の皆様等に、8回にわたって町長メッセージとして新型コロナウイルスの感染症の拡大防止を訴えてきたところでございます。今回の感染拡大を受けましても、感染状況や国、県の対応方針を踏まえながら適切な時期を見て、テレビなどを通じて感染防止を訴えていく必要を感じておりますので、ただいま議員の御指摘を踏まえて対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 当町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額に係る追加事業の遂行状況について質問いたします。

現在、当町では、国の第2次臨時交付金2億2,126万1,000円を通じて活用して、17項目の地方単独事業に取り組んでいます。その中の以下の事業についての実施状況、対応についてお聞きします。

第1に、長和町事業継続給付金事業（第2弾）の実施状況についてお答えください。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 長和町事業継続給付金事業（第2弾）でございますが、3つの事業内容で実施をいたしました。

1つ目についてであります。6月から8月までの平均売上げが、前年同月平均対比50%以上減少した者を対象といたしました事業継続給付金でございます。

2つ目でありますが、同じく50%以上減少いたしました宿泊事業者を対象といたしまして、宿泊客定員を基準といたしました宿泊事業者給付金事業でございます。

3つ目でありますが、売上げ減少に関係なく申請できます新型コロナウイルス対策に関する備品購入等の購入補助を実施をいたしております。

なお、この3つにつきましては、重複して受けることができないこととなっておりますのでございます。

事業の実施状況でございますが、申請期限を11月末までということにいたしまして、実績が全てまとまっていませんので、途中経過の数字ということになるわけでございますが、11月の27日現在ということで、申請者の総数でございますが、99件で支払金額につきましては1,595万4,500円となっております。

3つの事業の内訳でございます。給付金が53件、宿泊定員が14件、備品購入が32件となっております。宿泊事業者を見ますと、39件の申請がございました。売上げが50%以上減少した事業者が少なかったのではないのかということが伺えると考えてございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、みんなで応援！長和の里地域いきいき券配布事業の実施状況、また現時点でのいきいき券の活用状況等、地域経済への貢献の評価についてお答えください。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） みんなで応援！長和の里地域いきいき券配布事業につきましては、7月1日現在の町民5,904名に対しまして、1人当たり1万円の地域いきいき券を、別荘分につきましては、1オーナー当たり3,000円のいきいき券を配布いたしまして、町内の地域いきいき券加盟店舗145の事業者にて利用できるものでございます。

利用期間でございますが、令和2年8月1日から令和3年1月31日までといたしまして、町民への配布につきましては、町の地区担当職員により配布並びに簡易書留にて行ったわけでございます。

別荘分につきましては、9月にオーナーの皆様へ引換券付のチラシを配布いたしまして、各管理事務所で引き換える方法で実施をいたしております。

11月25日現在の利用状況でございますが、4,486万5,000円といった利用がございました。御利用いただきました事業者の業種別でございますが、小売業が77%、サービス業が12%、飲食・宿泊業が9%、建設業が2%でございます。幅広い業種に利用されておると考えておるところでございます。

この事業につきましては、地域経済の活性化が大いに期待できる施策でございます。各事業者からも実感があるという声を頂いております。また、配布した地域住民からも家計の応援になるという声が多く寄せられておるところでございます。このことからみましても地域経済へ大いに貢

献できているものと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、温泉施設誘客宣伝活用事業の実施状況についてお答えください。温泉施設への無料入浴券2万3,000枚の活用はどうなっていますか。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 温泉施設誘客宣伝活用事業につきましては、道の駅エリアへの誘客及びコロナ対策のほか、振興公社の事業継続支援にもつながるものでございます。

事業内容につきましては、温泉施設の支援、無料入館券の発行、足湯のソックス等のコロナ対策用備品等の購入、誘客パンフレットの作製等でございます。

なお、道の駅エリアの誘客パンフレットにつきましては、現在製作中で、間もなく完成するという予定でございます。また備品等につきましては、購入に向けて準備中とのことでございます。

無料入館券の活用につきましては、現在、別荘の皆様に対し、1オーナー2枚ずつ配布する事業を実施しておりまして、各管理事務所にて対応をしております。その他イベント等で配布し、誘客につなげることを計画しておたわけでございますけれども、新型コロナウイルス感染症、この拡大が第2波、第3波と続いている状況でございます。県内外のイベントに参加できない状況といったものが続いておりますので、今後の状況を見ながら誘客を図るための一つのアイテムとして十分に活用を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） ながわWi-Fiネットワーク構築事業の実施状況についてお答えください。

○議長（森田公明君） 城内情報広報課長。

○情報広報課長（城内秀樹君） ながわWi-Fiネットワーク構築事業の実施状況でございますが、町内の観光施設や公共施設など、22か所にWi-Fiアクセスポイントを設置いたします。

現在は、順次配線作業を進めている状況でございます。また、美ヶ原地区及びブランシュたかやまスキーリゾートへの基幹ネットワークの設置につきましては、11月で事業はほぼ完了している状況となっております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） クリーン&グリーン長和町誘客宣伝クーポン事業の実施状況についてお答えください。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） クリーン&グリーン事業でございますが、観光協会が事業を実施しておるところでございます。

この事業につきましては、感染症対策をしっかりと講じながら誘客を図ることを目的としており、

事業内容といたしますれば、1つ目として、感染症対策備品を購入いたしまして、宿泊・飲食事業者へ配布すること。2つ目でございますが、衛生管理専門団体によります対策セミナーを開催すること。3つ目でございますが、じゃらん・楽天での長和町PRとクーポン発行による誘客をすること。4つ目でございますが、ご当地じゃらんを制作し、高速道路のサービスエリアに設置するといった大きく4つの事業を実施しておるところでございます。

これまでに備品配布とセミナーの開催を実施したところでございます。新型コロナウイルス対策を講じることができまして、安心・安全を柱に誘客する準備が整ったと考えておるところでございます。

クーポン券の発行につきましては、第2波で状況を見て実施することとなっておったわけですが、この12月1日より発売となっております。現在、冬の誘客に活用するよう計画をしておるところでございます。

ご当地じゃらんは、間もなく完成し、同様に12月から配布を予定しておるところでございます。以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） クリーン&ホワイト長和町スキーリフト券宿泊パック等支援事業について、エコーバレースキー場の今年度の営業が中止になり、2つのスキー場を対象とした事業が実施できなくなりました。この事業費用を活用した支援事業の計画はありますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） エコーバレースキー場の営業休止につきましては、運営会社から何も話もない中で急に発表があったわけございまして、町も関係者ととも大変困惑をしておるところでございます。

先般、町と商工会、そして観光協会によりまして、営業継続に関する要望書を本社宛て提出をさせていただきました。さらに会社の関係者と直接お会いいたしまして交渉を続けておるといったところでございます。

このクリーン&ホワイト事業につきましては、現在、姫木地区の観光事業者より、エコーバレースキー場に活用する予定をしておった分の変更等の見直しができるか否か、要望が多く出されている状況ございまして、両スキー場におきまして予定しておった分でございますが、5,000枚のうち、4,000枚をブランシュたかやまスキー場で活用することとなったそうでございます。

この事業につきましては、観光協会が事業主体で行うものであることから、観光協会において実際のニーズについて調査研究をしていただき、観光事業者に対してどうすれば真に必要な支援ができるのか、検討いたしまして、引き続き充実した事業として実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、全国的には7万人を超える労

働者、特に非正規労働者の失業や多くの企業倒産が起こっています。

町内の企業と雇用の状況、特に倒産や失業についての報告をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用情勢は大変厳しい状況が続いております。この7月には県内の有効求人倍率が6年7か月ぶりというところで、1倍台を割り込みます0.99倍となったところでございます。

直近の上田管内の有効求人倍率は1.02倍となっておりまして、多少上昇はいたしましたものの、完全失業率につきましては3.1%となっておりまして、依然といたしまして大変憂慮すべき事態となっておると考えておるところでございます。

また、町内の企業と雇用の状況でございます。町は商工会を窓口相談支援の強化を図り、事業者に寄り添ったきめ細かな支援をしているところでございます。

その中で、新型コロナウイルスが原因による倒産はなく、商工会で把握している廃業は、町内で3件ございました。また、雇用解雇の相談は今のところございません。近隣市町村では、大きな雇用調整の情報はございませんけれども、自宅待機は一部あったという話は伺っている状況でございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 以上の状況に対して当町の対応、対策についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長野労働局では、公共職業安定所、いわゆるハローワークごとに求人確保対策本部を設置をしまして、県や市町村と連携しながら求人の確保及び開拓をしております。

ハローワーク上田管内におきましても、求人確保に向けた対策を実施しておりまして、当然、当町も参画をし、連携をしておるところでございます。

また、各企業は、雇用調整に対する助成金等を活用しまして、従業員を守る対策をしております。当町の雇用調整助成金の申請相談につきましても、商工会を窓口として実施をしておりますが、相談件数は少ない状況でございます。

この助成金は、ほとんどの事業所は自社で申請をするか、会社委託の社会保険労務士で行っているのが現状でございますので、実態把握は大変難しい状況でございます。ハローワーク上田管内（11月13日現在）では、667社、延べ2,757件申請をし、1か月ごとの申請となっております。

事業所の支援につきましては、町では商工会を窓口、国・県・町の各種給付金等の申請手続や各種支援事業等の手続を商工会員・会員外を問わず行っておりまして、既に総件数で500件を超えております。



まず一番大切なことは、こういった支援策の情報をいかに正確に事業者に対し提供できるかだというふうに考えております。町は広報等各種媒体でお知らせをしておりますが、事業者は、国・県・町の各種事業のうち、実際にどの事業が該当するのか等、迷われることが多いというふうにお聞きをしております。そのところを商工会に相談することによりまして、漏れなくきめ細かな対応ができるというふうに考えております。

また、このような対応を商工会が行っていることによりまして、今回の対策を契機に商工会の会員数も大幅に増加したというふうに聞いているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） エコーバレースキー場の今年度の営業中止に伴うペンション等の観光宿泊業の支援について、お聞きします。

エコーバレースキー場の営業中止により、姫木地域のペンション等観光宿泊業は大きな減収になります。減収になるペンション等の宿泊観光業者への支援を考えておられますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほど課長からもお話がございましたけれども、このエコーバレーの営業休止につきましては、何も話がない中、急に発表がなされ、まさに青天のへきれきのニュースでございまして、大変困惑をしていると同時に、町・商工会・観光協会より営業継続に関する要望書を運営会社本社宛てに提出をさせていただきました。

また、会社関係者と直接お会いをし、さらなる交渉や協議をすることは喫緊の課題であるというふうに認識をしておりますので、先般上京いたしまして、直接、会長兼社長と懇談をしまして、現状での問題や課題、そしてまた運営に際しての支障などをお話ししながら再度依頼を申し上げたところでございまして、現状といたしますと協議を続けているというところでございます。しかしながら、これは時期もありますので、なるべく早くこの協議を進めたいというふうに思っております。

この誘客事業について、先ほど申し上げましたが、観光協会において実際のニーズについて調査研究をしていただき、実際に必要な支援ができるよう検討を行います。

なお、県観光部からも、このエコーバレーの状況について心配を頂いておりますので、県とも連携をした誘客について研究をしてみたいというふうに思っております。

また、誘客と同時並行して、エコーバレー休止に伴う影響について、姫木地区の皆様に限らず、現状としての実態を確実に把握をし、どのような支援をすればこの事業継続ができるのか、どのような支援が必要なのか、商工会・観光協会などと連携をして検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、町民の負担軽減、助成制度についてお聞きします。

国税のほか、住民税、国保税、社会保険料の納付が困難な場合、1年間の猶予及び差押えをも猶

予することになっています。また、電気、ガス、水道料などの公共料金も同様であります。

私は、6月議会の一般質問で、町民の皆さんへの周知をお願いしましたが、町民のこの制度の利用状況についてお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 住民税当の納付が困難な場合の猶予等の制度利用の状況でございますが、町税の徴収猶予の特例申請につきましては、11月現在で9件の申請がございました。猶予額として133万9,000円ですが、このうち既に60万9,000円の納付を頂いている状況です。なお、町内の申請件数につきましては、2件でございます。

上下水道料につきましては、猶予の相談が1件ありましたが、猶予した実績はございませんでした。

公営、町営住宅につきましては、2件の申請があり、11月現在の猶予額は24万5,000円となっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の減免、免除についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減った世帯は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料が減免または免除されます。減免の対象となる世帯は、主な生計維持者の前年所得が1,000万円以内で、事業収入等が前年比3割以上の減収が見込まれる世帯であります。新型コロナの影響でないことが明らかな場合を除いて減免の対象になります。

減免される期間は、本年2月1日から来年の3月31日までが納付期限の国保税で、既に納付されている場合でも、遡って減免申請ができ、還付することが可能です。事業収入3割減少について厚労省は、「見込額で判断して差し支えない。結果的に収入が3割減少しても減免は取り消されない」と答弁しています。当町でのこの制度の利用状況についてお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の減免、免除制度の利用状況についてでございますが、国民健康保険税につきましては、平成31年度で4件、8万6,000円の減免、令和2年度で5件、58万9,000円の減免をいたしました。

介護保険料につきましては、平成31年度で4件、3万9,000円の減免、令和2年度で4件、30万7,000円の減免をいたしました。

なお、後期高齢者医療保険料につきましては、申請はございませんでした。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） まだこの制度を御存じない町民の方もたくさんおられるかもしれませんの

で、この制度の町民への周知、今後とも行っていただきたいと思いますが、どのように行っていくか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 制度の周知につきましては、6月議会でコロナ減免について説明させていただいた後、町ホームページへの掲載をいたしまして、現在も掲載中です。さらに広報6月号に併せて、全戸配布でコロナ減免、徴収猶予のチラシを配布させていただきました。

また、納税通知書、保険料決定書、後期高齢者連合からのお知らせ通知により、対象者全員へ周知を行っております。

なお、今後につきましては、1月号広報へ掲載を予定しております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、医療分野、依田窪病院、介護・福祉分野への支援についてお聞きします。

町民が安心して医療・介護・福祉が受けられるために、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、医療・介護・福祉分野がどのような状況になっているのか、当町としてどのような対応を行っていくのかについて質問いたします。

まず、医療分野、依田窪病院等についてであります。

全国の医療機関が受診控えと感染防止のための利用制限、感染防止費用の拡大により経営に深刻な影響が出ています。こうした状況の中で、町は医療福祉事務組合の構成市町村として、依田窪病院の患者数、経営状況などの情報共有はできていますか。できているとすれば、現状はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 医療福祉事務組合の構成市町としての国保依田窪病院、患者利用状況、経営状況などの情報共有と現状についての問合せでございますが、依然、感染拡大が収まらない新型コロナウイルス感染症の影響は、全国の医療施設や介護施設などの経営と、そこで働く従事者に大きな負担を及ぼしていることは御案内のとおりでございます。

長和町と上田市の組合立である国保依田窪病院におきましても、公立病院としての役割を率先して果たしていただいております、改めて様々な患者さんの御対応を365日、昼夜を問わず行っている従事者の皆様に深く感謝を申し上げるところでございます。

そしてまた、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの医療機関において経営状況が悪化していることが明らかになったのは、全日本病院協会や日本病院協会などが行った緊急調査結果などから、4月であることは6月の答弁のとおりでございます。

御質問の患者数や経営状況の情報につきましては、今年度4月から9月末までの上半期の患者数と収支の状況を昨年度同時期の数値と比べまして、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私から今年度上半期の状況について申し上げます。

まず、患者数でございますが、外来患者数につきましては、依田窪病院と和田診療所の合計で2万6,950人であり、昨年度より1,711人減少しております。このうち、長和町の患者数につきましては、今年度が9,748人で、昨年度より1,267人減少しており、全体の減少比率よりも5.5ポイント少ないという状況でございます。

また、入院患者数でございますが、今年度は1万5,942人であり、昨年度より1,346人増加しております。これは、4月より1病棟を地域包括ケア病棟に変えて、ほかの病院からの転院を受け入れやすくしたことと、整形外科での手術の件数が増えたことによるもので、多くの病院が外来・入院とも減少している中で、依田窪病院においては、経営の改善に向けて頑張っている結果であるというふうに判断をしております。

続きまして、収支の状況でございますが、1,000円以下の数値については、省略をさせていただきます。今年度の医業収益と医業外収益の合計が、2億1,888万円余りでありまして、昨年度同時期より2,676万円余り増加しております。

医業収益の内訳ですが、外来収益が4,289万円余り、昨年度より約26万円減少ということでございます。

また、入院収益でございますけれども、1億3,106万円余りございまして、昨年度より2,694万円余り増えています。これは、先ほどの患者数でもお話ししましたが、手術による収益が、昨年度より1,191万円余り増えていることが大きな要因であるということでございます。

一方、費用これは支出でございますけれども、こちらにつきましては、今年度が2億5,958万円余り、昨年度同時期より1,586万円余り増えているということでございます。

これは、人件費と手術件数が増えたことによる診療材料費の増加と、この4月より調理業務を外部に委託したことが主な要因となっております。

以上の状況から、収益から費用（支出）を引いた損益額は、マイナス4,069万円余りということで、昨年度より1,089万円余り減少しており、9月末までの上半期の結果では、昨年度より良好な状況で推移しているということで確認をしております。今後につきましてもしっかり情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

コロナ禍の大変な中であって、依田窪病院では大きな柱となる整形外科の頑張りにより収支状況が改善されていることは、町長が冒頭でも申し上げましたとおり、医師を初めとする職員の努力によるものであるというふうに評価しております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） ただいまの答弁で、入院のほうは昨年に比べて前進しているという報告が

ありましたが、外来のほうは、やっぱりコロナの影響が減少しているということもあるということが分かりました。

国が今、第3次補正予算を作成しておりますが、全国でも声が寄せられていますが、医療機関への減収支援の要請をしていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国の第3次補正予算につきましては、新型コロナ関連として、新型コロナウイルス感染拡大防止、そしてまたポストコロナに向けた施策と経済の好循環の実現という編成方針が示されておるところでございます。

この中で、コロナ対策では今後、ワクチン確保に向けた資金や医療・介護機関や従事する人たちへの支援に使える交付金の増額の検討が示されておりました、この補正予算につきましては、令和3年の1月に召集される通常国会で早期の成立を目指す見込みということでございます。

今後、この3次補正予算の内容を注視しまして、町といたしましては、関係部署との連携を図りながら、医療機関への減収支援の要請を含め、適時適切に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、介護・福祉分野についてお聞きします。

介護福祉施設の経営が、利用控えと感染防止の利用制限等により深刻な影響が出ています。当町に關係する介護福祉施設の実態を把握されてはいますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 最初に、社会福祉法人等が提供する、介護・障がい福祉サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を取りながら、各種サービスを継続的に提供していただいております全ての皆様に敬意と感謝を申し上げます。

コロナ禍における当町の介護福祉施設の実態についての御質問ですが、議員からは、6月の一般質問においても同様な質問があり、その後の状況ということで答弁をさせていただきます。

最初に高齢者施設の社会福祉法人依田窪福祉会と依田窪老人保健施設「いこい」におきましては、感染対策として入所施設では、感染状況に応じて新規利用者や面会の制限、通所・訪問系サービスでは、利用時の検温、体調のチェック、密を避けるために送迎回数を増やす、県外者との往来があった場合の利用の中止の依頼、食事スペースの工夫、消毒回数を増やす等、施設の実情により対応を行っているとのことで、それにより6月から10月期分、対前年度比で3%から4%の収入減となっているとのことです。また、感染症対策における消毒液、マスク、手袋、ガウン等の衛生用品の購入等にかかる経費が増加しているとのことです。

次に、障がい福祉施設の社会福祉法人樫の木福祉会におきましても、高齢者施設同様に感染対策を講じ、入所・短期入所では新規利用者の制限、通所系サービス・移動支援事業を行う訪問系サー

ビスでは、利用率が減少傾向となり、対前年度比10%の収入減とのこと。また、樫の木福祉会におきましても、感染対策の衛生用品等の調達やウェブ会議の対応のための備品整備等の経費が増加しているとのこと。

以上のように、今も新型コロナウイルス感染症対策により、収入の減、経費の増加があり、県の長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、介護保険における新型コロナウイルス特例加算、町の新型コロナウイルス感染症福祉サービス事業継続給付事業、新型コロナウイルス感染症対策物資調達補助金事業等を活用しながら施設運営を行っているとのこと。

また、それぞれの施設に従事している職員の皆様についても、検温、手指消毒、マスク着用の徹底、感染リスクの高い地域への移動の自粛等、職員の感染対策についても管理を徹底し、サービス提供を行っており、先が見えない状況の中で、業務量の増加や感染に対する不安等により、身体的・精神的にストレスを感じるなど、職員の負担が大きくなっているとのこと、非常に厳しい状況の中で施設運営を行っているというふうに認識をしております。

○議長（森田公明君） 質問時間が終了いたしました。以上で3番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

---

再 開 午前10時35分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

9番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 先にお許し願いたいと思いますが、ここに飛沫防止のパネルがございますので、マスクは取らせていただきますが、よろしく願いをいたします。

議長のお許しが出ましたので、これから一般質問を始めたいと思います。

今回は、マルシェ黒耀の運営について、それから、長和町振興公社の経営状況について、それから、耕作放棄地の対策について、湯遊パーク屋内ゲートボール場の今後について、以上4点についてお伺いをしてまいります。

まず、マルシェ黒耀の運営についてでございます。

今年6月に農産物直売所マルシェ黒耀がオープンし、半年となります。当初想定した来店客数や売上げは予想を上回って順調な滑り出しをしたことは大変喜ばしいこととあります。農産物直売所は、町の活性化や消費者でもある地域住民の思いを担った多目的な活動で、町の活性化、地域農業の維持、農業所得の向上など、様々な地域に密着した目的を持って設立されました。同施設は、生産者の顔が見える直売所で、地元農家の皆さんが丹精込めて作った野菜や果物、花などが毎朝取れたてで出荷され、また、町内にスーパーがないことから、その機能も果たしています。

そこで質問を2点ほどいたします。

まず、1点目でございますが、マルシェ黒耀は、この10月より、毎週火曜日を定休日として営業されていますが、この定休日を設けることについて、運営会社より報告があったと思われませんが、なぜ、定休日を設けたのか。年中無休での営業はできなかったのか。その辺の理由、いきさつをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 指定管理により運営している施設でございますので、社のほうに確認をさせていただきました。まず、なぜ、定休日を設けたかとの質問でございますが、直売所開設前より農産物の出荷が減少し、閑散期なども予想されますため、定休日を設けたいとの打診がございました。その理由といたしましては、仕入れ商品については、市場や業者の休日、商品ごとに入荷曜日が限定されていることが上げられます。また、働き方改革により従業員の休日確保は必須であります。人員を増員しなければ無休の対応ができず、経営面で人件費の採算性を考慮しまして、そのほかに人材確保も困難なため、総合的に判断をしまして、定休日を設けたものであるというふうに伺っておるところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 農産物を出荷されている農家さんの中には、基本年中無休での営業を望む声がございます。鮮度の落ちやすい野菜、果物を完熟して、すぐ食べられる状態の1番おいしい時期で出荷したい。安心・安全でおいしい野菜を毎日消費者に届けたい。丹精込めて作った野菜がお店で売れ、所得になるなどの声であります。

近隣の農産物直売所あさつゆは、年始だけの休み。青木村の直売所は年末年始を除き、年中無休での営業をしております。ちなみに、あさつゆの運営組合、これ、副組合長からのお話を聞いたんですが、お客様に喜んでいただけるため、そして、生産者の思いを受け止め、基本年中無休で営業していると言っておりました。

消費者とすれば、曜日の心配がなく、いつでも、鮮度のよい商品を適量購入したいとの思いがあります。町では、農産物直売所はスーパー的機能も果たしたいと言いますが、食品スーパーは、安全、そしておいしい生鮮食品を毎日きちっと提供することで、社会貢献的な役割を果たしております。

また、ほぼ、年中無休の営業となれば、関係人口や交流人口の増加も見込めます。これらを踏まえ、運営主体は民間会社ではありますが、マルシェ黒耀に定休日があることについての町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 定休日について、町の見解とのことでございますが、先ほども経過について申し上げましたが、指定管理にて、管理及び運営を委託した法人の決定でございますので、致し方ないのかなという思いもあります。しかしながら、施設を設置する時点から、多くの町民の皆

様、それから来店するお客様に、地域の皆様が丹精した鮮度のよく、価格の安い、豊富な地元食材を提供したい、そして、何より関係する全ての皆様に喜んでいただければ、そんな皆様の素敵な笑顔が見たい思いがございます。現在は、地元生産物や従業者などの問題がネックとなり、このような状況となっておりますが、それぞれ課題の解決と様々な要件がそろい、年中無休で運営できることが実現可能の準備が整いましたら、施設を訪れる全ての人のために、年中無休にて、ぜひ、運営をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、来場する皆様に対しても、関係する団体などとも協議をした中で、それぞれホームページや町広報などの媒体により周知の徹底を図り、せっかく来たのに休みであったというような残念な思いをする方を皆無にする取組も併せまして、実践をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 去る10月のことでありますが、町内の御高齢の方が定休日であることを知らず、巡回バスを使って訪れていました。マルシェ黒耀での買い物を楽しみに巡回バスの時間を確認し、訪れたのに、残念な思いをして、お帰りになったそうであります。定休日の周知の取組については、早めの対処をお願いを申し上げて、次の質問に移ります。

2番目でございますが、コロナ禍における長和町振興公社の経営状況について伺ってまいります。

2019年12月1日、中国の武漢市、皆さん、御承知だと思いますが、最初の感染者が出されて以降、約1年。これほど未曾有の世界的大流行に発展するとは、誰も想像できませんでした。現在日本では、緊急事態宣言の解除に合わせて、新しい生活様式の実践がされ、感染拡大の防止と経済の再開を天秤にかけ、行ったり来たりを繰り返す状態が続いています。このようなコロナ禍において、長和町振興公社は、一定期間の休業や時間短縮で営業をされましたが、収益の影響が気にかかる所でございます。町民にとって、なくてはならない企業であります。決算内容を踏まえた経営について、幾つか質問をしてみたいです。

まず、初めに、第22期令和2年9月期であります。の当初収支計画では、公社施設全体で650万円ほどの黒字計画で示されておりましたが、決算の実績はどうか。施設ごとの収支状況をお伺いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 地域経済は、新型コロナウイルスの影響により足元で大幅に下押しされ、厳しい状況が続いております。国・県・町が一体となり、新型コロナ感染対策及び経済対策等、地方創生臨時交付金を活用し、様々な対策事業を打ち出し実施をしております。緊急事態宣言後、感染対策を実施しながら、新しい生活様式に基づき誘客を図っておりますが、入り込みは鈍く、第2波とされた夏以降もなかなか戻っていないのが現状でございます。

収支状況につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 指定管理によりまして、振興公社が運営している各種事業につき



ましても、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。第22期の決算につきまして、大変厳しい状況となっております。それぞれの施設ごとの収支につきまして、数字を申し上げますと、信州立岩和紙の里、マイナスの772万3,000円、やすらぎの湯、マイナス437万5,000円、ふれあいの湯でございますが、プラスで、48万7,000円、たかやますキー場につきましては、マイナスの3,379万7,000円となったところでございます。そのほか、姫木平自然の家、ケーブルテレビ部門の収支及びコロナ関係の給付金等の収入を含めまして、公社全体でマイナスの4,311万9,000円となったところでございます。

なお、この中でございますが、3月から9月までの水道代の未納分ということで、1,444万5,000円は、計上されておりませんで、実際につきましては、マイナスの5,756万4,000円ということになります。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） コロナ禍で業績不振が避けられない状況の中、振興公社では、収益改善に向け、様々な企業努力をしてきたと思われませんが、町で把握している内容についてお伺いをいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 収支改善につきましては、コロナ対策を各施設ともにしっかりと行った上で誘客を進めていたところでございますが、緊急事態宣言による休業、第2波等もございまして、各施設入り込みに苦戦をしております、収入が大幅に減少をしております。そのような中、振興公社のまさに身を削る努力により、従業員を守りながら支出の見直しを図っております。

具体的に申し上げますと、緊急事態宣言時における臨時休業時、従業員20名が自宅待機となった中、給料は6割を補償し、国の雇用調整助成金を活用、そして、また、60歳以上の直接雇用者をシルバー人材センターへ移行による節減、社員給与の今までの前払い方式から後払い方式にしたことによりまして、1か月間支給なし、役員報酬全額無期限自主返上が実施をされております。また、温泉施設の営業時間を1時間短縮することによりまして、経費の節減が大きく図られることも研究をし、朝の開始時間または、夜の終了時間のいずれがよいか、利用者に大きな迷惑をかけないよう、利用者データに基づき検討をしまして、夜の営業短縮を計画実施したところでございます。近隣の公共温泉のほとんどが夜9時までの営業ということもあり、町にも相談があったところでございますが、やすらぎの湯につきましては、利用者の今後の利用に影響することから、30分の時間短縮、ふれあいの湯は1時間の時間短縮というところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 先ほど第22期の決算内容について、5,000万円を超える赤字というような報告がありまして、この決算内容について、大株主である町として、どのような分析を行って、どのような所見をお持ちなのか、伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 決算が出たばかりで、詳細な分析はできておりませんが、コロナウイルス感染症関連の影響による赤字であることは言うまでもなく、誘客や企業努力により経費の節減を重ねても、到底回避することができない一つの災害であったというふうにと考えるとございませう。こういったコロナ赤字につきましては、今後、次期での挽回や回収が大変厳しいであろうというふうには判断をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 第22期の決算の詳細な分析は、まだ、できてないということでございますが、財務諸表は公表されたかと思いますが、財務諸表が企業の経済活動を適切に描写する限り、経営破綻の兆候は破綻に至る以前から、財務諸表やそこから算出される財務比率に反映されているはずであります。したがって、財務比率の動向を分析する財務諸表分析は、破綻の危険性を表す債務不履行リスクを評価するためにも有効とされていますので、この点については、申し添えておきます。

次の質問でございませう。

過日、振興公社と行政及び議会との三者懇談があり、来期23期も始まっておりますが、収支計画が示されました。コロナ禍の影響から前年同様大幅な赤字が見込まれております。外部環境が劇的に変わらない限り、大幅赤字は免れない状況ですが、このままの業績が推移すれば、来期は公社で抱える資産を全て売却しても負債を返済し切れない、いわゆる債務超過となります。金融機関からの融資は難しくなり、締めつけも厳しくなります。さらに、商品や材料の仕入れ業者は代金の早期回収に走ります。負のスパイラルで、資金繰りにも支障が生じます。町にとって、相当程度の財政的なリスクを有する法人となりますが、経営健全化に向けて、町の取るべき方向性について見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） まず、申し上げることは、経営健全化に向け、早急に対策を考え、実行しなくてはならないというふうに思っております。現在、町では、地方創生臨時交付金を活用しまして、3,000万円を支援しました。しかしながら、到底追いつく金額ではなく、今後に向け大変憂慮すべき事態でもあります。そのような中、振興公社では、有利な県の制度資金を活用しまして、1億2,000万円の融資を受け、資金繰りの確保を行いました。この融資は借り受けられる期限のある中、先々を見据えて借入れをしたものでございます。現在、新型コロナも第3波と言われており、先行きが大変不透明であることでございますが、今後とも、振興公社におきましては、企業努力をしっかりといただいた上で、町では来年3月までの状況を踏まえ、いわゆるコロナ赤字をスキー場部門以外について、振興公社が管理運営するそれぞれの施設は、町の住民の皆様の福祉やコミュニティのために、現在、絶対に必要不可欠で、運営の継続をしなければならない大切な会社であるという観点からも、その補填をしてまいりたいというふうに考えておりますので、議会

の皆様をはじめ住民の皆様の御理解と御支援を改めて賜りたく、この場をお借りいたしまして、お願いを申し上げるところでございます。

また、今後の振興公社のあり方につきまして、検討する必要があることから、株式会社長和町振興公社あり方検討委員会を今月11日に立ち上げ、実施をしております。その中におきまして、この振興公社の今後のあり方を委員皆様の御意見をいただきながら検討してまいり所存でございますので、ひとつ、よろしくをお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 今回のコロナの影響は、まだまだ続きそうであり、第23期においても、先ほど申し上げましたように、赤字予想であります。怖いのは、赤字が続いた結果生じる資金ショートであります。資金ショートの状態になりますと、先ほども触れましたが、銀行取引停止などの事業の存続に影響を及ぼす事態に発展いたします。実質的経営破綻に追い込まれてしまいます。何としても資金ショートは回避しなければなりません。そういった意味では、資金調達ができたことで、資金ショート懸念は一旦回避したわけですが、いかんせん、コロナ禍の中、返済財源を生み出せない今の業績が続けば、一抹の不安を感じざるを得ません。振興公社の企業努力はもちろんですが、町も町民に対して、振興公社の財務諸表や将来負担額等を報告、公表することに加え、経営状況を表す諸指数や、町が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要ではないかと思えます。

次の質問に移ります。

ブランシュたかやマスキー場は、振興公社の収益に大きな影響を及ぼす部門であります。町では、索道事業の適正化と将来のあり方について、必要な事項を検討するため、長和町ブランシュたかやマスキー場あり方検討委員会を設置し、委員会を開催しております。町民の皆様の関心事でありますので、どこまで話合いが進んでいるのか、中間報告を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 振興公社関連の各般にわたります事業等につきましては、議会全員協議会や議会、公社、町との懇談会の際に、常時報告や相談等を申し上げているところでございます。ブランシュたかやマスキー場あり方検討委員会につきましては、議会からも、宮沢議員さんほか3名の議員さんに参画をいただき検討をいただいているところでございますが、索道事業の適正化及び将来のあり方について必要な事項を検討するため、平成25年度より開催し、町、議会、商工会、観光協会、振興公社の代表者及び識見者にて構成する委員の皆様により協議をいただいております。

今回のあり方検討委員会は、令和2年3月から11月までの間、計4回の委員会を開催をしております。また、委員会の中に専門部会を設置をしまして、より専門的な検討を重ねまして、その都度、委員会へ報告をし、その内容について、委員会にて協議をいただいております。9月30日開催の委員会では、専門部会より中間報告として、町が98%出資している株式会社長和町振

興公社への指定管理方式ではない、新しい形の公設民営方式が最善であると報告がなされました。委員会におきましては、専門部会の提案のとおり進めるべく、内容等について、さらに専門部会で協議をいただくことといたしました。この中で、株式会社長和町振興公社の事業の中で、大きなウエイトを占めているスキー場部門がこの方向で進むことから、振興公社全体のあり方について検討することが必要であるというふうになりました。その後、11月6日開催の委員会では、新たな形の公設民営方式に関するスケジュール等について、専門部会より、あまり外部の資本の入らない地元資本中心の新会社を令和3年6月を目途に設立することを目標に今後準備を進めていきたいと報告がございました。委員会におきましては、この件について、専門部会を中心に、今後進めていくことを了承をいたしました。また、令和3年度及び令和4年度以降の指定管理についても併せて協議したところでございます。町は、この委員会の協議内容につきまして、町民の皆様にしかりとお伝えをしたいことから、令和3年1月号の広報ながわにて、報告をさせていただく予定にしております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） もろもろ申し上げてまいりましたが、公共性と企業性を併せ持つ振興公社は、地域において、住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、町の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、振興公社の抜本的な改革を含む経営健全化について、速やかに取り組まれることを切望して、次の質問に移ります。

次の質問でありますが、耕作放棄地の対策について伺ってまいります。

近年、耕作放棄地の増加、とりわけ荒れた畑が目につくようになってまいりました。数年放置された土地は、アレチウリ、クズ等が繁茂し、有害鳥獣のすみかとなるようで、農地としては使用できない状況になっております。農業従事者の高齢化や後継者の不在により、今後も耕作放棄地の増加が予想されます。耕作放棄地の増加は、住環境の悪化や景観の毀損を招き、町の印象を著しく悪化させてしまいます。人と農地のマッチングを業務とする農地利用最適化推進委員の話では、田んぼは、まだ耕作したい人が見つかるが、畑は難しい。なかなかマッチングしないと聞いておりました。農地中間管理機構も思うように機能していない状況であろうかと思えます。今後の耕作放棄地対策を町はどう進めていくのか、伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 中山間地域における耕作放棄地対策は喫緊の大きな課題となっております。ただいまお話あったとおりでございます。国は、担い手農地の8割を集積することを目的とした人・農地プランの実質化を求めています。山際の圃場整備をしていないような生産性の低い田畑においては、なかなか担い手の皆様に引き受けてもらえないというのが現状でございますので、集積率を8割まで引き上げるといことは、大変難しいと考えているところでございます。これらの状況を踏まえ、本年8月24日、農業委員会から町に対し、長和町振興公社で担っていただくことができないかということで、寄附を希望する農地の引受け、それから一時保有及び管理をする事

業、2番目として、農業研修生、作業員、農業ボランティア募集の窓口や新規就農者受入れの窓口となる事業の要望書が提出をされました。

議員の御指摘のとおり、農地中間管理機構が思うように機能していない状況を踏まえ、長和町振興公社にて農地の中間保有を行い、担い手や新規就農者へ面的な貸付けを行える事業展開を求めています。しかしながら、現行の農地法、農業経営基盤強化促進法において、一般企業は条件付の農地の貸借は認められておりますものの農地の取得は認められていない状況でございますが、兵庫県養父市においては、特例措置として、一般企業が農地を取得できる特区を設けており、今後、一般企業が農地を取得できるような制度設計を全国展開していくということに関する意見紹介が全国町村会よりございました。この制度が全国展開となった場合には、長和町振興公社も、農地を取得できることとなりますので、寄附などの申出のあった農地を集約し、担い手や新規就農者に営農していただくことで、耕作放棄地の解消を図っていくことを想定しております。県の町村会長として、また、全国町村会の経済農林委員長として、関係する諸機関や団体などと連携をしながら、実現に向けまして、積極的な取組をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 耕作放棄地対策のスキームは理解できました。耕作放棄地の発生防止や解消に向けて、一層の御努力をお願い申し上げて、次の最後の質問に移ります。

4番目の質問でございます。

湯遊パーク屋内ゲートボール場の今後について伺ってまいります。

和田湯遊パーク内にある屋内ゲートボール場ではありますが、屋根や壁一面に湿気からくるカビが繁殖し、そのカビは地面まで覆っています。とても使用に耐えるものではありません。カビは見た目にも気分がよいものではありませんし、アレルギーや喘息の原因になることもあるばかりでなく、建物の老化を早めることにもなると言います。空中に漂っている胞子を吸い込んで感染してしまうと、肺や気管支に異常を来すおそれがあると言われております。このような状況を施設利用団体から連絡を受けて、町はどのような対処をしたのか、伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 和田の湯遊パーク屋内ゲートボール場のカビの繁殖対応に関する御質問でございますが、和田湯遊パーク屋内ゲートボール場におけるカビの繁殖につきましては、周辺の地下水脈など、現地特有の地質や地形の状況により、湿気が原因であるものと判断をしております。現状では、地面から壁、天井などにカビの状況が表れており、少し室内を戸締めした後などに入りますと、大変臭いもするため、換気に留意をするなどの対応をしている状況でございます。

改修を行うことに関して、業者からの概算の見積もりをいただき、実施計画に乗せていただいたものの、換気を小まめにするなどで、競技自体は可能な状態でございましたので、先送りをさせてきた経過でございますが、今年度に策定されます長和町個別施設整備計画に計上しまして、対応をしていきたいというふうに思っております。

当面の対応といたしましては、利用される皆様に引き続き窓開放などによる通気性の確保に御協力をいただくようお願いをしております。

また、周辺の地下水脈についても、対応を行わなければ、いずれ再発する可能性がございますので、必要に応じて、施設周辺の暗渠敷設などの対策も検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 高齢者の受け皿であったゲートボールは、マレットゴルフなど、多様な高齢者向けスポーツに押され、競技人口は減少の一途であると言います。当町には、現在屋内ゲートボール場が和田地区に2か所、大門、長久保、古町に各1か所ありますが、そのうち、古町については、障がい者施設建設のため、来年の取壊しが決まっております。加えて、和田湯遊パーク内にある屋内ゲートボール場が使えないとなれば、町内3か所となります。町の人口動向や競技人口の減少、町のゲートボール協会の意見、ニーズに加えて、財政難など、今後、同施設を維持するにも課題があります。町として、同施設を今後どのようにするのか、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 屋内ゲートボール場の今後の対応に関する御質問でございますが、最初に、町の屋内ゲートボール場の状況について説明をしようと思いましたが、議員さんのほうから内容の説明がございました。

湯遊パーク屋内ゲートボール場は平成5年度に、和田多目的屋内運動施設は平成16年度に整備をされ、和田地区2つとも平成5年、平成16年に整備をされております。長門地区につきましては、平成2年度には、古町屋内ゲートボール場と長久保屋内ゲートボール場が整備され、平成3年度には、大門屋内ゲートボール場が整備をされております。このうち、古町屋内ゲートボール場につきましては、旧古町小学校の体育館を改修することにより、整備が行われておりますが、現在、事業が進められております社会福祉法人樫の木福祉会の障がい者支援施設の建設に伴いまして、取壊しが予定されているのは、お話のとおりでございます。

ゲートボールは、手軽で体力的な負担も少ないという特性から、高齢者向きのスポーツとして普及してまいりました。しかし、昨今では、議員おっしゃるように、マレットゴルフやグラウンドゴルフなど、誰もが気軽に楽しめるスポーツが普及しており、ゲートボール人口も減少傾向にあります。ゲートボール人口が減少している現状において、特に和田地区では、新田の和田多目的屋内運動施設を主に利用していただいておりますところであるものの、ゲートボールは手軽に楽しめることができるスポーツであります。住民の皆様の健康の保持増進に寄与するものであると考えております。また、古町屋内ゲートボール場が今後取壊しとなる予定であることから、ゲートボールを行う場や、また、依田窪南部地区大会・上小地区大会での場の確保という面も想定をしておきまして、指摘の湯遊パーク屋内ゲートボール場は、基本的には改修をし、引き続き活用できればと考えているところでございます。その際は、ゲートボール協会や利用者の御意見も伺いながら進めていきたいとい

うふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 町の財政状況も考慮しながら、将来を見据え、関係団体等の協議の上、最善の方向を見出し進めていただきますようお願いを申し上げて、今回予定しました私の一般質問は終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時16分

---

再 開 午前11時25分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、ただいま議長の許可を頂きましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

本日は、まず第一に災害復旧工事の状況について。2番目に、振興公社の状況について。3番目に依田窪病院の再編問題の経過について。4番目に、令和3年度当初予算編成について。5番目に、長和町ケーブルテレビの民間委託について。以上5題です。

最初に、災害復旧工事の状況についてです。

去年は、元号が令和となり、何事もポジティブな思考で暮らしていけるかと期待をしていました。しかし、日本各地で台風災害が発生しました。昨年、日本本土へ上陸した台風は、平年の2.7個より多い5個と、統計史上5番目となりました。長和町では、最後の5番目に上陸した19号で被害を受けました。

年が替わり、令和2年になると、1月に中国武漢から新型コロナウイルスが国内に上陸しました。一方2020年は、日本に上陸した台風は今のところありません。7月3日の豪雨では、九州、長野県の中南信で被害が発生しました。

長和町では、7月に局所的な豪雨が発生しましたが、僅かですが斜面が崩落した箇所も確認されています。新型コロナウイルス感染症は、終息どころかパンデミックを繰り返している状況です。台風による復旧工事は、ようやく県の工事分が入札になっておりますが、事業量が多いため業者が入札に参加できない。不調となった経過がありました。また、入札は済んだもののなかなか工事に着手ができない現場があるようです。

そこで質問です。町の後期工事発注予定を見ますと、災害復旧工事は60か所以上予定され、すでに発注済み工事もあります。これまでに林道も含め竣工した工事と発注済・未着手の状況、県の

事業分の状況をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 昨年の台風の御質問でございますけれども、今お話にございましたように、昨年の東日本台風では、長和町だけではなくて長野県下では東北信全域で大変大きな被害にありました。

町内の業者には、全力を挙げて災害復旧工事を行っていただくところでございますが、被害規模が大きく、かつ災害箇所が多いことから、まだ未着手となっている現場もございます。

未着手になっている理由といたしましては、長野県下で広く災害があったことから、測量設計にも時間がかかっていること、そして、またブロックなどの建設資材が不足していること、頭首工など濁水期でなければ工事をする事ができないことなどが上げられます。

このような状況の中ではございますが、町といたしましても全力を上げて復旧に取り組んでいるところでございます。町民の皆様には、大変御迷惑・御心配をおかけしておりますが、また一部地域におきましては生活に御不便をおかけしておりますが、順次復旧を進めておりまして、農作業などにおいても今年度の春先と同様に支障のないように対応してまいりたいというふうに考えておりますので、どうか御理解と御協力をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

詳細の工事の状況につきましては、担当課長から答弁をさせますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、私から工事の状況につきまして申し上げます。

補助事業 1 1 月末時点での工事の状況でございますが、まず建設関係で工事の箇所数が 2 3 か所に対し、竣工 1 2 か所、発注済 1 1 か所でございます。

次に、耕地関係でございますが、箇所数 8 0 か所に対し竣工 4 か所、発注済 2 4 か所、未発注 5 2 か所でございます。

県の復旧事業でございますが、3 8 か所に対し竣工 9 か所、発注済 2 9 か所でございます。

次に、産業振興課林務係分でございますが、工事箇所数が 4 3 か所に対し、竣工 2 0 か所、発注済 2 0 か所、未発注 3 か所でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2 番（渡辺久人君） 災害復旧工事の当初の計画では、令和 2 年度にはおおむね工事予定箇所は終了し、僅かに残った工区が令和 3 年度分となっていました。しかし、年度が 1 年延長されています。原因の一つは、建設業者の受容範囲を超えていることにもありますが、予算などの問題もあるのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 今回の災害は、県内の広範囲で災害があり、特に東北信地区に甚大な被害を受けました。河川や法面の復旧に必要なブロック、蛇籠の建設資材の不足と、工事内容



が渇水期で今の時期から春先までと工期が短いために発注を来年度にするものでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 台風19号などによる暴風及び豪雨による災害については、激甚災害に対すべき措置の指定が適用されました。これにより、公共土木施設の災害復旧事業等については、国庫補助率をかさ上げがされていきました。

この補助率は、年度をまたぐごとに率の低下があったと認識していますが、今年度及び令和3年度以降はどのようになっていくのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 本来ならば議員のおっしゃるとおり、通常は年度が替われば補助率は下がりますが、今回の被害については令和3年度以降についても国庫補助率及び起債の充当率とも当初と同じ条件となります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 先日、ある建設業者さんと話をする機会がありました。建設業者は年々減少傾向で、かつ高齢化しております。このような中、災害復旧などの多くの現場に関わっていただき、大変ありがたく思います。

幸い今年度は、梅雨の時期に長雨ではありましたが、また台風もありませんでした。来年も災害がなく順調に工事が行われていくことを願ひまして、次の質問です。

振興公社における新型コロナウイルスの影響と対策についてであります。この質問は、先ほど宮沢議員の質問と重複しますので割愛いたします。

町が98%株を所有する振興公社において、温泉施設、ふるさとセンターでは休業に追い込まれるなど大きな痛手を受けております。これまでのマイナスは取り戻せるはずもなく、今後の営業も大変厳しいもので、さらに運転資金として返済を伴う借入れも行っております。

恐らくこの返済すら厳しい状況で、何らかの支援がなくして存続は難しいと思われれます。また、スキー場を切り離した中での今後の振興公社の在り方について検討が行われます。コロナ以前から経営に難のある施設など、住民の皆様の理解を得ながら検討していかなければならないと思っております。

次の質問です。依田窪病院の再編・統合問題の経過についてです。

昨年9月に厚生労働省は、全国424の公立病院と公的病院に、がんや救急などの高度な医療の診療実績がなく、近隣に機能を代替できる民間病院がある病院に対して、非効率な医療を招いているとして、再編・統合について特に議論が必要とする分析をまとめ、病院名を公表しました。その中に依田窪病院も含まれていました。

この背景には2025年問題があり、医療・介護費用がますます膨張するというもので、医療に使われるお金の総額は右肩上がりです。2000年度の30兆円が2018年度には45兆円に達しております。2025年度には54兆円に膨らむと予測されています。

決してこのリストは唐突に出されたわけではなく、これまでの経緯の上に公表されたもので、公立病院改革ガイドラインの経営の効率化、再編ネットワーク化、経営経常の見直しに加えて、地域医療構想を踏まえた役割の明確化を2020年度までに策定することを求めているものです。

当初、機能の見直しについては2019年度中に、再編・統合については2020年秋までに行うとされていました。しかし、このコロナ禍において報告の期日に変更があったと思われませんが、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国保依田窪病院の再編・統合問題の経過について、検証期限と機能の見直しについての御質問でございますが、当初は議員はおっしゃるとおり、本年9月までに行うとされておりました。

しかし、この10月に県から対象期間の公表後、医療関係者また地方自治体及び関係省庁で協議を重ね、具体的な対応方針の再検証等の期限については、厚生労働省において整理の上、通知する旨の文書が発出され、変更になっております。

政府においては、感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図ることが示されておりますので、今後改めて厚生労働省からの指示があるかと思っております。

この問題につきましては、昨年12月議会の提案説明でも公立病院再編問題として、その動向につきまして報告をさせていただきました。その折にも申し上げましたが、病院ごとに役割が異なる地域の実情や、病院が設置された経過などに触れながら、採算では図ることができない地域医療機関であります公立病院の必要性の認識は変わっておりません。奇しくも新型コロナウイルス感染症の発生とその対応に公立病院の果たす役割がクローズアップされ、地域に必要不可欠であることを再認識しておるところでございます。

依田窪病院におきましても、この新型コロナウイルスにつきましては、大変大きな役割を果たしておることが、厚生労働省あるいは県、あるいは住民の皆様もそういうふうにお感じになっていただいております。

今後におきましても、引き続き町長として、また長野県町村会長として、町民のため県民のため、国や県に対しまして、機会を捉えながら、さらに強力に公立病院の必要性を訴えてまいりたいというふうに思っております。議員各位におかれましても、何とぞ御協力のほどお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 厚生労働省では、2020年3月4日の通知で、「今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から改めて整理する」として、事実上の期限延長を決めています。

この背景には、国公立病院はコロナの患者の受入れを求められております。再編を行いなさいと言いつつ、コロナに対応しなさいと政策の矛盾を指摘する声があるためと理解します。

当初、新聞報道などを見ると、再編統合が必要とされた医療機関などと、まるで医療機関が不要

であると断じられた書き方になっております。ただいまの町長の答弁でも、まさしく公立病院がなくなってしまうというような捉えも考えられます。

厚労省の元資料では、再編統合の必要性について、特に議論が必要などという表現で一貫していません。このリストアップされた病院は、地域でその必要性をしっかりと示してくださいというのが正しい解釈と私は考えています。

地域できちんと話し合っただけで存続という方向を取るならば、その必要性、必要な理由、そしてどのような形態で現状のままでよいのか、ダウンサイジングするのか、診療所化するのか、機能別にするのか。病院機能の転換など、上小医療圏地域医療構想調整会議で議論し、行政側ともしっかりと協議しながら進めていただきたいと思います。

この再編統合問題に関連して危惧されることは、これまでの依田窪病院の決算状況であります。年々患者数が減少し、欠損金も増加しております。2025年に団塊世代の方々が後期高齢者となる5年後には、長和町の高齢化率は50%に近づき、2次医療圏内でも人口は減少します。これに反して入院患者数は2035年までは年々増加していくと予測されています。

依田窪病院では、平成29年から今年度にかけて病院改革プランが作成されています。このプランの検証も必要でしょう。また、昨年4月には現状把握と課題解決に向け、独自に病院再編・検討プロジェクトの検討結果報告が出されています。

様々な検討がなされていますが、再編問題も含めて病院の機構、人事経営改革に向けた検討が必要であること、さらにそれらの経過を住民、さらに依田窪医療福祉事務組合の定例会で報告すること、さらにしっかりと議論をしていただく時間を設けていただくことを要望しまして、次の質問といたします。

令和3年度当初予算編成についてです。

令和2年度の一般会計当初予算は約67億9,500万円、特別会計は21億6,500万円、合計89億6,050万円です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1次、2次分と定額給付金を合わせますと約9億7,000万円程度で、9月時点での一般会計の総額は90億898万円となっています。一昨年の台風災害と今年のコロナとで大きく補正予算が伸びております。2年続きで予想外の予算措置で大変な年度になっております。

そこで質問です。令和3年度当初予算編成はどのような方針なのか。また、歳入歳出それぞれを具体的にどのような指示をしたのか、町長にお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和3年度の当初予算についての考え方でございますが、昨年の方針と同様、「住民と行政との協働のまち」、また、「豊かな自然と歴史と文化を守りやさしさと潤いのあるまち」、また、「地域特性を活かし活力と魅力あふれるまち」の町づくりの基本理念である3つの柱を基に、Nagawa Next Vision 4に掲げられた各種事務事業の達成に向けた施策を進めるとともに、長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け、今取り組むべき

ことは何であるかを心掛け、町のさらなる発展につながるような予算編成を基本的な考え方としております。

この考えを軸に台風19号災害により被災した箇所の復旧を早急に進め、町民の皆様の安全・安心につながることを、今、優先すべき事業として継続的な住民福祉、子育て日本一を目指すまちづくり事業に取り組んでいくことを主とした予算編成としたいというふうに考えております。

まず、歳入につきましては、町にとっての一番の財源である地方交付税が令和3年度では一本化算定などを踏まえると減額が予想されますので、町税や地方交付税等の一般財源の動向を見据え、町の政策に合致した国県等の補助制度について広く情報収集を行いながら地方創生関連の交付金や使用料等の見直しの検討、それから、ふるさと納税の増額などにより財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

歳出につきましては、極端な事業の縮小や受益者負担の増加を避けつつ、公益性、必要性、緊急性などが高い事業を優先事業とし、社会情勢、経済状況を見ながら、現行事業の見直しや先送りなどを図りながら、職員一丸となって支出の節減対策をより一層意識をした予算編成とし、最小の経費で最大の効果を上げられるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 大きな予算を伴う事業はないにしても、継続事業は積み上げれば多額となります。町民にとって真に必要な事業か、時代に即した事業か、改善が必要かなど見直しも考慮するのか。

また、令和元年度決算の中で各会計、担当ごとに監査委員から様々な指摘があります。その指摘を考慮するのか、さらに負担金の見直し、委託料の精査などを予算編成方針に盛り込んだのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和元年度決算では、前年度に続きまして、一般財源の90%以上が人件費、扶助費、公債費、毎年の継続事業などの経常的に支出される経費に充てられている状況でございます。ただし、一概に経常経費が多過ぎるとは捉えずに、住民サービスに直結した事業を行ってきた結果だというふうに考えております。

毎年の予算編成で共通している方針として、事業の再検討、取捨選択や先送り、既存・新規に関わらず国県その他の特定財源の活用も念頭に置いた事業の実施時期、議会及び監査委員の指摘事項を十分に検討し、過剰な予算計上にならないよう経費の精査に努めております。

町の事業を実施するためには、できるだけ多くの財源を確保しなければならないと考えますと、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現行事業の公益性、それから必要度合い、効果などの再確認をするとともに、長期的な視点に基づいた事業の再構築に取り組み、極力後々のコスト増を伴わない予算の編成をしていくべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 災害復旧、コロナ対応事業など臨時的な事業は別としまして、長和町のこれまでの重点事業の道の駅エリア活性化事業、ケーブルテレビネットワーク光化促進事業、星糞峠黒曜石原産地遺跡保存整備事業は今年度で終了いたします。来年度からの長和町の重点事業は、どのような事業を計画しているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和3年度におきましては、今年度に引き続きまして、台風19号による災害復旧事業、町内企業に対する人材定着支援や情報の発信、新規就農支援、空き家バンクの充実、住宅団地の販売促進及び新たな宅地造成の検討、子育て環境の整備、公共交通の利便性の向上、健康長寿への取り組み、直売所を核とした地域農業、地域産業の活性化、公共施設の維持管理などに重点を置いてまいりたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な事業イベントの中止や変更、縮小に伴いまして、観光業を初め地域経済に大きな影響が出ていることから、今後も国の動向や対策に最新の注意を払いながら対応をまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 今年度、長和町では会計年度任用職員制度に沿い、職員を採用しました。さらに行政事務、包括業務委託事業をほかの自治体に先駆けて実施しました。このことは長和町では非正規職員はゼロとなり、改正地方公務員法に積極的に取り組みました。これは誠に評価できることであります。

これによって、職員数と人件費が明確になりました。当然職員数が増加しましたので、人件費は増額となっております。私は会計年度任用職員制度を見込み、一昨年6月の一般質問で、この制度の導入に当たっては漫然と現状を続けるのではなく、職員数の調整を図りつつ行っていただきたいと要望いたしました。

しかし、結果は単に非正規職員を会計年度任用職員と業務委託職員とに分類しただけで、将来的にも人件費の削減にはつながっていないと思われまます。来年度の会計年度任用職員の採用はどのように行うのか。また、業務委託とする業務を新たに考慮したのか。今年度以降のお考えをお伺いします。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） ただいまの質問につきましては、私のほうから来年度の会計年度任用職員の採用について、ということでお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員は、その名のとおり1年度を任期としておりますので、基本的には毎年度公募を行い、選考により採用者を決定していくこととなります。採用人数につきましては、業務担当課と協議の上、事業量に応じた適正な人数を決定してまいります。

また、業務委託につきましては、まずは本年度に導入いたしました包括業務委託が、行政サービスの質を低下することなく行政運営が継続できておりますことに、業務に従事する皆様を初め、関

係する皆様に深く感謝を申し上げるところでございます。

おかげ様で近隣市町村からも行政視察にお越しいただき、国が推進する業務委託を長和町で勉強していただいております。今後も行政サービスの改革に取り組む市町村と情報交換を行いながら、よりよい業務委託の形となるように努めてまいりたいと考えております。

さて、新たに業務委託とする業務の検討についてでございますが、職員の定年退職に合わせまして、職員の年齢構成等の平準化を考慮した新規採用による職員定数の削減を考慮しなければならないと考えております。

令和3年度においては、職員の不在により来庁されるお客様の用事が足りないという事案を減らすよう、道水路の維持・修繕業務や不法投棄の回収、狂犬病対策業務など、現場業務を主に委託を検討してまいりたいと考えてございます。

また、そのほか行政判断を必要としない単純労務の委託も進めていきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、委託先業者の意向や正職員数の配置や減少と併せて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 人口減少と高齢化の進行、さらにコロナ禍における景気低迷で税収が落ち込むのは確実と考えます。長和町の経常収支比率は、平成28年度は91%、29年度は91.8%、30年度は91.2%、令和元年度は92%と右肩上がり、税金のほとんどが人件費などの経常的経費に費やされています。

業務委託については、第1ステージの現実可能な部分が済んだ段階と考えます。ただいまの答弁のとおり、今後は第2ステージの委託範囲拡大及び業務見直し、第3ステージではさらに発展させ、役場内で可能な範囲の業務を民間委託とするなど、ステップを踏んだ人件費削減に向けたプランを策定していただきたいと思っております。

新年度予算作成に当たっては、編成方針を十分理解し、形骸化せず方針に即した思いのこもった予算編成を期待いたします。

次の質問です。長和町ケーブルテレビの民間委託についてです。

長和町のケーブルテレビ事業は、平成15年に長門町、平成17年には和田地区において、放送法に基づき各種情報を提供し、新たな情報化社会に適応した魅力ある地域づくり及び住民福祉の向上に資するため、長和町ケーブルテレビ施設を設置し、放送事業を行ってきました。

設置後13年から15年以上経過し、ケーブルの劣化、機器の老朽化などで放送提供に支障が出始め、その改修は急務となり、また今年度開催予定でありました東京オリンピック前に4K、8Kといったスーパーハイビジョンサービスを提供できる設備整備が求められ、平成30年度から総務省の補助事業を活用し、ケーブルテレビネットワーク光促進化事業を実施してきました。

ケーブルテレビの事業内容とこれまでの2か年にわたる工事の内容、現在の工事の状況、総事業費、財源内訳とその都度のケーブルテレビネットワーク光化促進事業の効果を改めてお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 平成30年度より進めてまいりましたケーブルテレビネットワーク光化促進事業も、住民の皆様を初め多くの皆様の御協力を頂きまして、この9月に設置工事が完了しまして、現在は古い設備の撤去を実施している状況となっております。

おかげ様をもちまして、この事業を実施したことにより、将来の高度なテレビ放送や、安定したインターネットサービスが住民の皆様にご提供できるようになりました。改めてお礼を申し上げる次第であります。

御質問でございます工事の内容等につきましては、担当課長から申し上げさせていただきます。

○議長（森田公明君） 城内情報広報課長。

○情報広報課長（城内秀樹君） それでは、工事の内容等についてお答えいたします。

工事の総事業費は3億9,900万円となっております。財源の内訳は国庫補助金が7,600万円、過疎債が2億8,700万円、自主財源が3,600万円となっております。

次に事業の効果ということでございますが、老朽化した同軸ケーブルを光化することにより、地上デジタル波のみならずBS4K放送の視聴が可能となり、加入者皆様への高画質映像の配信サービスを充実させることができます。

また、デジタル化されたことにより、安定したインターネットサービスを提供することが可能となりました。さらに管理面においては、各家庭に設置したONUのコントロールがセンターにおいてできるようになったことから、サービスの停止及び再開をスムーズに実施することが可能となり、業務の効率化が図られております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 町ではケーブルテレビ事業を民間に移管する体制づくりとして、平成28年度から自主放送の番組制作と情報館の管理を長和町振興公社に業務委託しました。

昨年1月に第1回長和町ケーブルテレビ管理運営審議会が開催され、光化促進事業終了後の令和3年4月からケーブルテレビの運営について、町営から民間事業者に移管する方針であり、その移管先として丸子テレビ放送株式会社を考えている旨の説明があり、移管に向けた協議を進めてまいりました。

11月に開催されましたケーブルテレビ管理運営審議会において、協議内容の基本項目について合意が得られず、業務委託については白紙に戻すこととなりました。合意に至らなかった主な理由をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町のケーブルテレビにつきましては、民営化という方向性のもと、丸子テレビ放送株式会社様と指定管理者制度による管理運営委託を目指したいということで、丸子テレビ様にも真剣に協議に取り組んでいただき、様々な御提案などもいただきながら進めてまいってき

たところでございます。

しかしながら、今回は基本的な条件の合意に至りませんでしたので、町のケーブルテレビ運営審議会の御判断もいただきながら、この話は白紙に戻させていただきます。

合意に至らなかった理由につきましては、私どもの最優先の条件としておりました現在の番組制作に携わっていただいている長和町振興公社職員の丸子テレビ様での雇用と月額500円の差が生じています使用料について、5年をめどに段階的な調整をしていくという2つの条件の折り合いがつかなかったということで白紙に戻させていただきます。

今回は残念ながら合意に至らなかったわけでございますけれども、丸子テレビ様とは以前から大切な協力関係を培ってまいりましたので、今後も良好な関係でお付き合いをしていくことを双方とも確認をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 私も事前に白紙に戻ったというような情報を聞きまして、もし民営化になれば、町にとって何もメリットがないというふうに感じていました。約4億円を投じて設備を更新しました。また、年間約6,000万円の使用料収入も見込めます。そして、何よりも地元での雇用、これにつながっていくかと思えます。

最後の質問になります。民間委託は白紙となりました。これまでは振興公社に番組作成を委託していました。この白紙を機にケーブルテレビの管理運営について改めて考えていく必要があると思えます。

また、番組内容などについても住民皆さんからアンケート、意見を頂き、住民皆さんのニーズに対応する必要もあります。町長のお考えをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今回、協議が白紙に戻ったことで改めて民営化について考えていかなければならないわけでございますが、現実的な選択肢として、長和町振興公社に体制を整えていただいて、指定管理者制度により全面的な委託ができないか、現在打診をし、検討を始めたところでございます。

また、番組内容につきましては、このコロナ禍の中、外出自粛によるお年寄りの体力低下を防ぐための番組作成や、学校の先生によるテレビを使った授業の放送など、テレビが様々なことに活用できることに気がつきました。

こういった経験を基に、議員がおっしゃるような住民のニーズを取り入れながら、今後番組内容についても充実させていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ぜひお願いしたいと思います。運営形態は当面これまでどおりとなると思いますが、支出、委託料など施設運営費を精査していただき、運営していただくことを期待しまして、私の本日の質問を終了させていただきます。



○議長（森田公明君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時06分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午後の会議であります。5番、伊藤議員が体調不良のため欠席であります。

これより1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 議長の許可を頂きましたので、通告に従い、以下の3点について質問をさせていただきます。

1つ目が、令和3年度当初予算編成方針と財政の現状と問題点について、2つ目が大型農畜産物直売所及び一帯整備について、3、商店がない地域の買物の利便性等の維持及び移動販売についてです。午前中の議員の質問と一部、質問が重複する箇所がございますが、質問内容の一貫性もあり、改めて質問をさせていただきますので御了承ください。

最初の項目の、令和3年度当初予算編成方針と財政の現状についての質問ですが、新型コロナウイルスの感染症による先が見えない状況は依然続いており、様々な面で町民への深刻な影響を及ぼし続けています。中でも、経済面への影響は長期にわたり、町内の各事業者はもちろん、仕事量が減り、自宅待機等を余儀なくされている、先が見えない不安を抱えながら年末を迎える町民が多くなっています。

また、町を歩けば、台風19号の豪雨災害により被災した護岸修復が終わっていない箇所も多く、今年度内に全て修復が終わるかなどと町民の皆さんより御質問を受けることが多い日々です。

このような、町民が抱える経済・生活面の不安、問題にどのように対処し、さらに、以前から一般質問にてただしています、人口減少に対する施策や施設の老朽化など町が抱える長期間問題に対して令和3年度はどのように施策を講じていくか、令和3年度当初予算編成方針と重点施策について、ただします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和2年度では、令和元年度台風19号による甚大な被害からの早期復旧と新型コロナウイルス感染症の影響により、経済や住民生活に対する取組を重点的に行い、安全、安心なまちづくりを進めているところでございます。

町民の皆様にご心配をいただいている災害復旧につきましては、全力を挙げて取り組んでいるところでございますが、想像を絶する被害ということもあり、一部、令和3年度以降に本復旧される可能性がございます。この点につきましては、町民の皆様には極力、御不便をおかけしないよう対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後も経済に与える影響に十分、注意が必要であり、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るわけではありませんが、新しい生活様式の中で、感染予防に配慮しながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。

御質問の人口減少や施設の老朽化への対策などの課題に対しましては、限られた財政状況の中ではありますが、まちづくりのための基本施策である「活力に満ちた産業のまちづくり」、「つながりが広がるまちづくり」、「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」、「豊かな心と文化を育むまちづくり」、「自然と調和した快適で安全なまちづくり」、「ささえあいのまちづくり」を実現するため、雇用創出や人材定着に関する企業への支援、町内企業情報の発信、新規就農者及び起業・創業支援などの働く場の確保、観光を通じた交流人口拡大、空き家バンクの充実、住宅団地の販売促進また新たな宅地造成の検討、町の情報発信強化、婚活の支援、子育てするための環境整備や支援の充実、自主防災組織の設立推進、時代に合った公共施設の在り方の検討、公共交通の利便性向上、健康長寿への取組、直売所を核とした地域農業・地域産業の活性化など、公益性、必要性、緊急性などが高い事業を優先させるとともに、現行事業の効果、各種事務事業について見直しをし、令和3年度の予算編成を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 令和元年度町政白書32ページの財政状況と問題点には、依存財源である普通交付税については令和3年度の一本化算定となるまで減少し、令和3年度では令和元年度と比較して1億円の減額が予想されます。一般財源で展開している事業は今後も財源不足を基金繰入金で充てる状況は続くと思われませんが、基金にも限りがあり、今後予定している事業の見直し、先送り、優先順位の高い事業の厳選など、現在の運営からの脱却・変革を図り、限られた中での財政運営を進めることが課題と考えています、と記されています。

特に、突発的な災害や急を要する経費に備えるために設置されている基金である財政調整基金は、平成29年度には25億円、平成30年度には23億円、令和元年度には19億円、令和2年度残高見込みは15億円とされており、平成31年3月の財政推計による、令和7年度には基金の枯渇が予想されています。

あくまで推計時の歳入歳出での予算でも、基金の減少傾向は続いている現状に対して、財源不足を基金繰入れで補っている町財政に対してどのように対処するのか、白書の記載の「現在の運営からの脱却・変革を図る」具体的な計画はあるのかをたずねます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町におきまして、普通交付税は一般会計の歳入の43.6%を占めており、一番の収入源となっております。

白書では、令和3年度の交付税は、暫定ではありますが、今年度行っている国勢調査の人口集計を基礎とした数値と現時点の係数を使って算出した場合に、今お話ございましたように1億円ほど

減収となるのではないかと予想をしておりますが、全国的に人口が減少しているため、令和3年度以降の交付税算定については、基礎数値や算出係数がどのように変わっていくか、動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

歳出の面では、社会保障関連の扶助費やその他の経常経費が緩やかに増加している中で、財源として財政調整基金等を充てる状況は続くため、基金の減少に対し危機感を持って予算編成及び事業執行に取り組まなければならない状況であります。極端な事業の減少や受益者負担の増加を避けつつ、公益性、必要性、緊急性など高い事業を優先事業とし、社会情勢、経済状況を見ながら、現行事業の見直しや先送りなどを図るとともに、収入面では、基金の取崩しを抑え、健全な財政運営をしていくために補助金などの特定財源の確保やふるさと納税の増額などに、より一層の力を入れていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、来年度の予算編成に当たっては、歳入歳出の両面でのバランスを取りながら、健全財政に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） ただいま答弁いただきました内容によると、先ほど質問いたしました「現在の運営からの脱却・変革を図る」の具体的な計画は、現行事業の見直しや先送り、基金の取崩しの抑制、補助金等の確保等の手法のことだと考えてよろしいでしょうか。

多くの市町村が行財政改革を上げる中で、財源不足を基金等を充てる状況の当町でも、行財政改革を論議し、明確な目標を持って改革を図る必要はないのか、例えば組織のスリム化等の必要性を明確に上げる等、具体的な変革を行う必要性はないのかを質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、財源の確保につきましては、ふるさと納税にも注目をし、さらに強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

令和元年度の収入額は2,067万円余りと、前年に比べ約5倍の実績を残すことができました。これについては、さらに収入額を増やせるよう、職員一丸となって当たってまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方におかれましても、広い人脈を生かして、ぜひともふるさと納税が増えるように、多くの方に呼びかけていただきますよう御協力をお願いを申し上げたいと存じます。

また、課や係の再編成といった効率的な組織の運営や、今年度から始まった会計年度任用職員制度及び行政事務包括業務委託についても、内容の見直しなどを常に考えており、職員一人一人がコスト意識を持って予算編成及び事務事業に当たるよう指示をしているところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） ふるさと納税については、同規模他市町村との納税額の比較や、ふるさと納税サイトの利用による委託運営費用の増大など、議員として多面的に注視しているところでございます。

次の質問ですが、令和元年度の基金動向ですが、特定目的基金・新町一体感醸成基金の約10億

円の中で1億円余りを依田窪病院への負担金財源として繰入れています。平成30年度には一般財源不足の不足分を財政調整基金取り崩した2億5,100万円の中に含まれていたのですが、なぜ令和元年度は新町一体感醸成基金を取り崩し、病院負担金財源としたのか。

また、平成17年度制定の長和町資金積立金条例では、長和町新町一体感醸成基金の目的は新町での一体感を図る、使途は旧町村単位の地域振興及び住民への一体感醸成のための事業に要する経費と記載されており、依田窪病院への負担金財源を、目的、使途の文言をどのように解釈して運用したのか質問いたします。

本来ならば、一般財源不足は財政調整基金の取崩しで行い、各種データでその他特定目的基金となる新町一体感醸成基金等による取崩しを行う場合は、条例の改定を行い、目的、使途の文言の変更を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新町一体感醸成基金とは、合併特例債で借入れをしまして積み立ててきた基金でございます。取崩しをする条件につきましては、前年度末までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内であり、かつ、まちづくり計画に位置づけられた地域の振興及び住民の一体感醸成に関わる事業の財源とする場合でございます。

長和町では、基金積立てのため、平成20年度から23年度までで1億9,000万円ずつ、平成24年度に1億8,000万円の借入れを行ってきており、平成20年度借入れの起債は平成31年3月に償還が完了となりました。よって、令和元年度の当初予算から財源充当することが可能というふうになってまいりました。

当町のまちづくり計画では、「笑顔と安心の保健・医療・福祉推進」の項目に、地域医療の充実として、依田窪病院の充実・維持管理整備が計画されています。また、合併前にはそれぞれが負担金を出していたものを新町として一本化し、住民の皆さんに密接で大きな行政課題を共同で行うことによって住民サービスの向上につながるわけですから、医療サービスの拠点である依田窪病院への負担金に対し財源とすることは基金の使途として適切であるという判断をし、財政調整基金ではなく、新町一体感醸成基金を充当したものでございます。

新町一体感醸成基金等の条例の改定等を行い、目的、使途の文言の変更を行うべきではないかということですが、前に述べたとおり、この先の使途の広がりを考えれば、ピンポイントの使途に限定せず、まちづくり計画に記載されている事業に対応できるように、現行のままにしておいたほうがよいのではないかとこのように考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 条文の解釈論議は避けませんが、この「使途の広がり」が考えられる特定目的基金である新町一体感醸成基金が枯渇するまで依田窪病院への負担金財源として充当していくのか、計画を質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新町の将来像「ひととして「輝き」続けるやさしいぬくもりの郷」の項目の中で、長門町と和田村は、保健・福祉面において、協力してサービスの充実を図ってきました。医療面でも組合立による「依田窪病院」が中心的な役割を果たしております。そこで、今後も、保健・医療・福祉の緊密な連携の下、お互いに助け合い、人が人として輝き、優しい町をめざす、健康づくりの推進や地域に根差した医療体制の強化、高齢者や障がい者、児童など全ての住民が安心できる福祉の充実に努めます、とあるように、国保依田窪病院は町にとって重要な役割を担っていると考えております。

新町一体感醸成基金の充当につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、そのときの状況を見ながら、国保依田窪病院の負担金も含め、まちづくりに資する事業に対して充当をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 2項目めの、大型農畜産物直売所及び一帯整備について質問をいたします。

令和元年度実施、長和町道の駅エリア再整備による地域農業・地域産業活性化事業としての3億9,984万1,000円、約4億円を投じて整備されました大型農畜産物直売所「マルシェ黒耀」、下屋、足湯等の状況及びエリア一体の整備状況等について、質問させていただきます。

1点目ですが、マルシェ黒耀の直近の四半期の現状と課題ということで、コロナ禍ではありますが、6月オープン以来、お客様の来店が多いと聞いておりますが、秋のシーズンの来店数の状況及び冬期に向けての課題について質問いたします。また、特に町内のリピーターのお客様は獲得できているのでしょうか、この点も併せて質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道の駅エリア活性化推進事業に関する御質問でございますが、御案内のとおり、事業費は4億7,829万円で、内訳は、設計を含む建築工事費が3億9,984万円、販売管理システム等構築費が3,675万円、備品購入費が3,298万円、その他単独事業費として872万円でございます。

財源の内訳でございますけれども、地方創生拠点整備及び推進交付金が2億190万円、県支出金が3,200万円、交付税参入のある起債が1億8,510万円、一般財源として5,929万円で事業を実施をいたしました。

御質問の内容につきましては、今年の秋の来場者数につきましては秋の行楽シーズンにおけるGOTキャンペーンの影響もありまして、継続的に順調であると聞いております。

冬期に向けての課題といたしましては、出荷者組合関連の農産物が減少することが予想されるため、町民皆様の台所として仕入れや品ぞろえに注力すると聞いておるところでございます。

また、冬期などの閑散期においては、イベントの実施や販売商品の充実など、町民の皆さんが買物を通じて文化や流行に触れられる多機能型直売所として満足度を高めたいとのことであります。町民の皆さんのリピート率は大変高く、毎日～週3日ほど来店される顔なじみのお客様がスタッフ

と笑顔で挨拶や言葉を交わす光景も日常的になってきており、「マルシェに来るのが楽しみ」、「おしゃれで居心地がよく、つい長居をしてしまう」、「買物だけでなくイベントもあってワクワクする」など、長和町のカルチャーの拠点として定着してきているのではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 町内の買物難民解消のため約4億8,000万を投じた直売所等は、運営会社の営業努力により、センスのよい店内の雰囲気や働かされている方の接客態度など評価が高い点が多く、今後の発展を期待するものでございます。引き続き、冬期の間についても町民の台所として営業していただくことを強く期待しております。

2点目です。

田福議員の質問と重なる面があるんですが、農業者等の所得向上のためという目的で整備された直売所、農業者数が200人を超えているとのことですが、現状は何割程度の農業者が随時出荷されているのでしょうか。

また、直売所によっては、農業生産支援として、月ごと、季節ごと、その直売所での売れ筋野菜や力を入れて販売する農産物を農業者へ生産支援情報として年間提供したり、各地域、特に標高差がある長和町の地域では、各地区の年間の気温等のデータを生産者に提供して露地栽培の野菜の播種のタイミング等の支援を行っている直売所もございますが、来期に向けた生産者への各種情報提供による支援策等について質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 私のほうから、お答え申し上げます。

11月末現在でございますが、出荷者組合員数については233名ということでございまして、その中で農産物を随時出荷している組合員の会員の皆さんは、おおむねでございますけど35%から45%ということでございます。

また、生産者への各種情報提供支援策といたしまして、現在、農技連を通じ、季節ごとの突発的気象情報の周知やJA信州うえだの「農楽だより」によりますところの季節ごとの農作業等の情報提供、また農業等に関する支援プランや栽培講習会、安全安心講習会等を実施している状況でございます。

また、既に実施しておりますが、生産者組合での新たな栽培品目の開拓に関する補助による支援、並びに、商工会で取り組んでおりますところの特産品開発委員会とも連携を取りながら、情報提供と併せて総合的な支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 直売所の農産物の生産情報なんですが、やはり、その直売所の特徴づけというものも今後必要になってくると思います。例えば、野沢菜を大量に生産して下諏訪のほうから買い付けに来ていただくなど、いろいろな販売戦略がある、考えられると思いますので、その販売

戦略を構築し、なおかつ生産者の皆さんもそれに協力していくような、町内一丸となったような体制づくりをぜひ期待しております。

次の質問でございますが、道の駅マルメロの駅ながと及び一帯整備についての質問をいたします。

道の駅直売所及び商業エリアとの一体化に向けて商業整備として、店舗間の歩道に屋根を設置するとともに、休息スペースを充実させ、また滞在できる駅エリアの一つの要素として、足湯が整備されました。

雨の日にエリア一帯を歩いたのですが、歩道の屋根は大きく3か所屋根がなく、傘がないと雨に濡れる状況ですが、なぜなのか。また、当初の設置目的としては、雨に濡れないで歩き回れてショッピングが快適にできるという目的は、現状の屋根の区間がある構造でも達成されているのでしょうか。

町外旅行者を想定した場合、回廊屋根により、個性あるお店の雰囲気は遠くからでは見えにくくなっているのではないのでしょうか。各道の駅では、エリアの回遊性を向上させるために各種看板、サインを工夫設置して道の駅エリア全体の回遊性を高めていますが、次年度エリア内を回遊していただくための施策は検討されていますか。

2点質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） まず、最初の御質問でございますけれども、当初は点と点を線で結び周遊しやすい環境を整えることを目的にして下屋を全てつなげるという計画でございましたけれども、EVの急速充電設備の移設に多額の費用がかかることと、車両の通行の妨げになってしまう箇所もありまして、これらの課題につきましては、ステーション28から要望や本事業の内容を検討していただきました、道の駅エリア活性化事業計画並びに同委員会にお諮りし決定をされた経過もございますので、現状の下屋となっておりますのでございます。今後、不便という声が多く寄せられましたらば、関係する皆様と協議の上、置き傘の設置などの対策等を講じる等、考えてまいりたいと思います。

また、エリア内に関係するサインにつきましては、道の駅エリアのパンフレットの作成ですとか注意事項などの喚起啓発看板の設置も含めまして今後整備する予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 旅行者等が一般的に道の駅に立ち寄り、下屋が切れていても、店舗・足湯への誘導の機会が損なわれるだけで、不便だという声は届かないと思われれます。大変ミステリアスな構造ですが、せめて、これからの雪等による路面が凍結し屋根がないところでの転倒がないように、利用者の安全面の配慮を徹底することを望みます。

次の質問に移ります。

滞在できる道の駅エリアの一つの目玉である足湯、建設費2,300万円の開設以降の利用状況

について質問いたします。

ベンチが設置されたり、ズボンやストッキングを脱がないで足湯に入れて楽しむことができる足湯用ビニールソックスを設置するなど工夫されているようですが、足湯設置の効果として「滞在できる」という目標が上げられていますが、設置効果は上がっているのか、また冬期につきましても足湯は継続するのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 足湯につきましては、実際利用人数などの把握ができていないのが現状でございますけれども、開設以来、多くの皆様が利用されている光景を目にしております。

利用者の話をお聞きしますと、「町外から道の駅がリニューアルされたと聞いて来たが、より充実しておって、とてもよい」ですとか「商業エリアで買物をして、時間があるので足湯を利用している」などの声をお聞きいたしました。そのような意見を勘案しますと、「滞在できる」空間として一定の目標が達成できているものと考えておるところでございます。

また、冬期につきましては、指定管理者である長和町振興公社と協議をいたしまして、利用者の減少、費用対効果等を含めまして総合的に判断しました結果、冬期間でありますこの12月から3月までの間につきましては閉鎖することといたしました。あわせて、御利用いただきます皆様に対して告知の依頼等もしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 買物難民対策の1つとして、道の駅の町内巡回バスが止まり利便性を高める施策が実施されています。

先日、雨の日、私が直売所で買物をして出入口を出たとき、傘も持たず、バスに向かって高齢者の方が杖をつきながら、L字の屋根沿いでなく直線で雨の中バス停まで歩いていく途中に、バスが高齢者の方に気づかず発進してしまう光景を目撃しました。

ソフト面を中心に高齢者の方、障がいをお持ちの方がより快適に買物ができるような施設整備が必要と考えますが、まず第1点として、町内巡回バスの待合室が設置されていないのはなぜか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 町内巡回バスの待合室につきましては、マルシェ黒耀正面玄関右側の「みんなの広場」を御利用いただきたく、巡回バス時刻表や皆さんが自由に使っていただけるスペースであります旨を表示するとともに、高齢者の皆様などが快適に過ごせますよう、椅子に座布団を設置する計画をしておるところでございます。

御指摘いただきました光景につきましては、バスのドライバーが不慣れなことも一因となっている部分もあるものと思われるところでございます。バス運行の契約者でございますジェイアールバス関東小諸支所に、マルシェ黒耀の施設内でバスを待つようにしておるため、バスが到着した後に施設から出てくる方がいないかどうかというようなことを十分に確認してから運行するように依頼



をいたしまして、徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 同日、同じく高齢者の方と御家族が買物を楽しみに直売所を訪れていました。お帰りの際、車を止めたところが遠かったため、御家族が車を取りに行き、なおかつ直売所の前に車を横づけするスペースがなく、結局、横づけができるスペースまでの距離を歩く御高齢の方の姿を見ました。駐車スペースから直売所まで広い空間があり、大変開放的な直売所を演出していますが、反面、高齢の方、障がいをお持ちの方には優しくない面も持っています。

現在は、ホテル、スーパー、病院、駅などは、高齢者の方、障がいをお持ちの方の安全性、利便性を考えて入り口付近に車寄せの導線が確保されています。高齢者社会を考えて高齢者、障害者の目線に立ったハートフルなまちづくりを目指していれば、本来ならば建設の段階での問題ですが、早急の問題として、高齢者の方、障がいをお持ちの方の安全面を確保する施策があるか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 直売所前のインターロッキングにつきましては、設計会社の提案を基に町と設計会社と県で協議をいたしまして、直売所の施設から駐車場までの空間を従前より広くいたしまして、イベント等を開催するためのスペースを確保いたしました。その上で、結果として、駐車場全体につきましては場内の通行帯と駐車スペースを最大限確保した設計となっております。

また、駐車スペースには、直売所施設側への障がい者用駐車スペース3台のほか、要介護者、妊産婦等、歩行に配慮を要する方のための駐車スペースとして「思いやり」駐車場6台を設けてございます。

さらに、障がい者用駐車スペースとバス停車スペースにはキャノピーを設けまして、回廊に接続することにより、利用者の利便性を考慮いたしてございます。県に確認いたしましたところ、今後については、キャノピーの下のバス乗降スペースはバスを特に指定していないため、運行の中でキャノピー下のスペースで乗降いただくことは可能でございますので、御利用いただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 4億8,000万を投入して建設した大型農畜産物直売所、商業エリアですが、当初の整備目標である「地域の拠点づくり」の観点及び町民が半日ないし1日楽しめるエリアとするためには、よりエリア全体のソフト面、ハード面を考えていかなければならないと考えますが、次年度以降の隣接する温泉施設や公園を含めた一体整備計画があるのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） さきにも申し上げましたけれども、道の駅エリア活性化事業基本計画の中では、道の駅エリアを「公園エリア」、「商業エリア」そして「道の駅休憩エリア」と3

つに分けて、幾度となく、このエリアを活性化への検討がなされた中で、これらも踏まえまして、農産物直売所を核としてのエリアや地域の活性化と総合的な農業振興などを目指し、エリアでの集客や農村交流の促進、情報の受発信、産業の振興や商工業の発展などを目的としておるところでございます。

この時点での計画は特段あるわけではございませんけれども、今後、財源が確保できるような補助事業等の導入ができますれば、全体的に検討して、事業展開の実施をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 近隣の町村の直売所に隣接する公園整備では、健康遊具やドッグランなど、町民のQOL——クオリティ・オブ・ライフをテーマに総合開発しているところがあります。当面、施設整備等の計画がないようですので、先日行われた黒耀石のふるさとサテライト祭りのようなイベントなど、ソフト面を充実して、より一層のエリアの活性化を図ることを期待いたします。

次の質問に入ります。

第3の質問は、商店がない地域の買物の利便性等の維持及び移動販売についてです。

町内にスーパーがなく、生鮮食料品、肉、魚が町内で購入できるようにしてほしいとの声を受けて、大型農畜産物直売所「マルシェ黒耀」が建設されました。町内の買物困難者、いわゆる買物難民対策の施策を行っている中で、マルシェ黒耀までのバス等の移動が長距離・長時間となり不便、免許返納により車がないなど等々でマルシェ黒耀まで買物に行けない町民に対する移動販売等の事業計画が含まれています。この事業に対する詳しい内容や進捗状況をたずねます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどの田福議員の御質問と同様な答弁となりますので、担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） まず、移動販売等事業ということでございますけれども、現在、マルメロエイト及びマルシェ黒耀で計画しておるのは、移動販売事業ではなくて、家までお届けする宅配事業でございます。

この宅配事業の進捗状況ということでございますけれども、マルメロエイトでコンサルタントによりシステムを作成を委託し、様々な検討を重ね、計画案策定に取り組んでいる段階とのことでございます。

また、検討段階で幾つかの課題が生じているとの報告も受けてございます。それらにつきましては、どのような品物が求められておるのか把握すること、そして、それによりましてマルシェ黒耀で扱っていない品物が出た場合の商品の仕入れ方法、画期的で安易な注文や支払い方法や、宅配対象者の数が多い場合の作業人員の確保をどうするかなどの経費増大に伴いますところの経営的課題など、各般にわたりまして上がっている状況でございます。

今現在については、既に宅配事業を手がけておりますJAに協力を頂きながら協議を重ねておる状況であると報告を頂いておるところでございます。

また、対象者の商品に関するニーズを的確に把握するため、今年度は対象者を独居世帯並びに運転免許証の返納者に絞りまして、まずはモニタリング事業を実施することから始めまして、アンケートを取りまとめ、来期から、町民の皆様から求められる宅配事業といたしまして本格稼働をさせたいという予定であるとお聞きしておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 答弁いただきました内容なのですが、私のほうで「宅配事業」と「移動販売事業」に関して多少混同していたところがございますので、両面に対して、分けて質問をしていきたいと思っております。

まず、宅配事業ですが、直売所で買ったものを町内の自宅まで宅配するというサービスは事業化できないか。買物の品質保証面から課題はあると思いますが、買物に来て、長距離バスを利用してですね、直売所でまとまった買物をして重い荷物を自宅まで運ぶ負荷を考えれば、町民が気軽に買物を楽しみ、商品を選ぶ楽しみを維持できると考えますので、買ったものを自宅まで運ぶ宅配事業について事業化できないかどうか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 先ほど田福議員の答弁にてお答えしたとおりでございますけれども、まずはモニタリングを実施した中で本格稼働をしたいと、関係する皆様と考えておるところでございます。そのモニタリングの中で課題、要望として、そしてまた効果性や効率性などにも鑑みまして、今、佐藤議員が言われたような事項が結果としてございましたとするならば今後併せまして協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） モニタリングで限定した方に対してモニタリングしてしまうと、私の申し上げたニーズが把握できない可能性もあると思っております。大根1本、ハクサイ1個でも、直売所で買物をして、それを持って帰宅することを考えると、買ったものを宅配してくれるサービスはニーズが高いと思われまますので、ぜひとも研究、ニーズの把握の要望をいたします。

2点目です。

通告により移動販売について質問を行うことになっておりますので、町内の移動販売について質問を続けさせていただきます。

質問内容を整理いたしますと、町長の買物難民対策として、大型直売所及び宅配事業の事業化が進められていることは分かりました。

しかし、町内に目を向けると、集落によっては買物の手段として移動販売による買物という方法があり、その買物手段に問題が起こっており、その点について質問をさせていただきます。

従来から商店が近くになく、車等の交通手段がない集落の住民にとって、移動販売車による買物

は、自分で商品を見て選ぶ買物の楽しみのみならず、買物に集まってきた近所の子供からお年寄りの顔見知りの方々とコミュニケーションの場としての、特筆すべき機能があります。

従来、イトーヨーカ堂による移動販売車がこの機能を持っていましたが、9月より「とくし丸」という全国的なフランチャイズチェーンが地元スーパーとタイアップして少人数集落への移動販売を行っております。現在は移行期間で、来年6月から本格的な稼働となるようですが、以前に比べ、移動訪問回数が減ったり品数が減ったりしていることや、場所的に屋根がなかったり、待つためのベンチがないなどの不便さが出ているようです。

小規模集落のコミュニティ機能の維持、毎回買物に来て顔を見ることにより近隣の幅広い年代層の方々が近況を確認し合うなど、住民の買物の利便性、品物を手に取って選び買物をするという買物の楽しさや、顔を合わせて話をするというコミュニティ機能の維持を重視して、自治体によっては移動販売事業との連携を模索する自治体も出てきました。

当町としては、買物を通じて集落コミュニティの維持をどのように考え、また移動販売車の買物時、雨、雪等がしのげる場所の提供や買物住民が座れるベンチの設置等の支援を行い、小規模集落の移動販売車によるコミュニティ機能維持ができないかどうか、たします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 最初に、平成23年12月から8年9か月にわたりまして町内に移動販売車を運行していただき、買物に行くことが難しい高齢者等の皆様に生鮮食料品等が購入できるよう御尽力いただきました株式会社イトーヨーカ堂様に対しまして、この秋に実施をいたしました長和町発足15周年記念、長和町功労者表彰式の際に表彰をさせていただきました。この場をお借りいたしまして、改めて、感謝を申し上げるところでございます。

さて、地域におけるコミュニティの希薄化につきましては、時代の趨勢によるものと思いますが、確かに感じる場所もあるわけでございます。

さきにも申し上げましたが、今回、マルメロエイト「マルシェ黒耀」で計画し取り組んで行っております事業は、お宅まで直接お届けする宅配事業でございますので、この宅配事業に絡めての御質問であるとすれば、雨、雪をしのげる場所の提供、ベンチなどは必要ございませんので考えておりませんが、現在、民間事業者におきまして実施されております移動販売車による事業はコミュニティ機能の形成・維持につながるものと考えられますので、公共施設を利用している箇所につきましては、事業者や利用者などから要望がございましたら、関係する諸機関と団体などとも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 今回の一般質問の通告内容を町民の方が知り、私に、移動販売のことに関していろいろな意見・要望をお話しに来られる方が複数いらっしゃいました。

町としては手がけていない事業ですが、品物を手に取って買う楽しさ、お昼やお菓子等に何を買おうかと思うプチゼいたく感、何よりも幅広い近所の方々とのお話や健康確認の場としての移動販

売車が持つ集落コミュニティ維持の機能について、町長が考えられる「地域におけるコミュニティの希薄化については、時代の趨勢によるものと思いますが、確かに感じるどころ」をどのように町政として対処されていくのか、質問させていただきます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 移動販売車に関わる事項につきましては、先ほどもお答えしましたとおりでございます。民間事業者による事業でございます。その民間事業者による事業展開の中で、地域のコミュニティ機能の維持や継続のための要望等がありましたら、町として何ができるかなどを協議してまいりたいというふうに考えております。

また、宅配事業に関して申し上げますと、急速な少子高齢化の進展、独居高齢者・高齢者のみの世帯の増加、中心市街地の空洞化、公共交通機関の衰退などの影響により、自家用車の所有がなく、また子供世帯からの生活支援を受けることのできない高齢者が十分な食材を入手できないという問題が年々深刻化している状況下において、このマルシェ黒耀、農産物直売所施設の整備に併せまして、何とかこれからの対策として対応をまいりたいという、強い思いがございました。

継続的な財政支援につきましては、極力依存することのないよう、自助として、高齢者が自立して買物ができるよう生鮮食料品供給システムの構築、互助として、地域コミュニティにより高齢者を支援するシステム、公助として、公民連携を活用した支援システム、この3つのそれぞれのシステムの要素を連携させました、いわゆる官民連携手法を、株式会社マルメロエイトを主体とした長和町独自のコミュニティビジネスとして実現してまいりたいと考えており、これにより新たな地域コミュニティ構築の一助になると思っております。

その実現のためにも、この秋から、関係する皆様と連携を深めて新公共交通システムの構築をした中で運用、実施していることも申し添えるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 町を歩いて閑散とした集落でも、民間の移動販売車が来ることにより、高齢の方や主婦の方が買物に集まってきて、顔を合わせ、話ができるコミュニティができていたことが分かりました。そこに社会福祉法人の職員の方や民生委員の方が加わり、地域の状況を把握されていらっしゃることも分かっております。

ある自治体では、移動販売車「とくし丸」との協働により、認知症による買物のし過ぎ予防や、見守りの役目を付加している自治体もあります。拠点から遠距離、小規模集落の維持のため、まちづくりの一環として、この民間事業者と協働することの検討・研究は必要だと私は考えております。

次回以降の一般質問を通じて、買物難民の町民が求めているものは何かを、住民の皆さんの要望や意見をより深くお聞きして、自分で商品を選んで、商品を見て選んで買う移動販売車の方式もコミュニティ維持機能として有効なのか、行政と民間事業者がどのように協働していけばいいかも、まちづくりの視点からただしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 1時58分



第 3 号

( 1 2 月 1 1 日 )



## 議 事 日 程

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 報告第 2 4 号 株式会社長和町振興公社第 2 2 期決算について  
(町長提出)
- 日程第 2 報告第 2 5 号 株式会社長和町振興公社第 2 3 期事業計画について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 8 1 号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を  
改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 8 2 号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 8 3 号 長和町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 8 4 号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 8 5 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 8 6 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運  
営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 8 7 号 長和町グループホーム設置条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 8 8 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て  
(町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 8 9 号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について  
(町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 9 0 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 9 1 号 令和 2 年度長和町一般会計補正予算 (第 6 号) について  
 (町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 9 2 号 令和 2 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算  
 (第 3 号) について  
 (町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 9 3 号 令和 2 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)  
 について  
 (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 9 4 号 令和 2 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につい  
 て  
 (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 9 5 号 指定管理者の指定について (グループホーム和田)  
 (町長提出)
- 日程第 1 8 陳情第 4 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るた  
 めの陳情
- 日程第 1 9 陳情第 5 号 国の責任による 3 5 人学級推進と教育予算の増額を求める陳情
- 日程第 2 0 陳情第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情
- 日程第 2 1 意見書第 6 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
 に対し地方税財源の確保を求める意見書  
 (議員提出)
- 日程第 2 2 意見書第 7 号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書  
 (議員提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 9 8 号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて  
(町長提出)

日程第 2 議案第 9 9 号 令和元年度(繰越)長門小学校学習用端末購入契約の締結について  
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 2)

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書第 8 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る  
ための意見書

(議員提出)

日程第 2 意見書第 9 号 国の責任による 3 5 人学級推進と教育予算の増額を求める意  
見書

(議員提出)

日程第 3 意見書第 1 0 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

(議員提出)

令和2年長和町議会12月定例会（第3号）

令和2年12月11日 午前 9時30分開議

出席議員（8名）

|    |          |     |          |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 佐藤 恵一 議員 | 2番  | 渡辺 久人 議員 |
| 3番 | 田福 光規 議員 | 4番  | 羽田 公夫 議員 |
| 5番 | 伊藤 栄雄 議員 | 7番  | 柳澤 貞司 議員 |
| 9番 | 宮沢 清治 議員 | 10番 | 森田 公明 議員 |

欠席議員（1人）

8番 小川 純夫 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |          |              |          |
|---------|----------|--------------|----------|
| 町 長     | 羽田 健一郎 君 | 副 町 長        | 高見沢 高明 君 |
| 教 育 長   | 辰野 登志男 君 | 総 務 課 長      | 金山 睦夫 君  |
| 企画財政課長  | 藤田 仁史 君  | 建設水道課長       | 龍野 正広 君  |
| 別荘担当課長  | 上野 公一 君  | こども・健康推進課長   | 長井 剛 君   |
| 町民福祉課長  | 藤田 孝 君   | 情報広報課長兼会計管理者 | 城内 秀樹 君  |
| 産業振興課長  | 藤田 健司 君  | 教 育 課 長      | 宮阪 和幸 君  |
| 文化財担当課長 | 大竹 幸恵 君  | 総務課長補佐       | 小林 義明 君  |

議会事務局出席者

|         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 事 務 局 長 | 中原 良雄 君 | 議会事務局書記 | 牛山 美智子 君 |
|---------|---------|---------|----------|

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

長和町議会第4回定例会を再開いたします。

ここで、本日、小川議員より欠席の届けがござっておりますので、御報告いたします。

ただいまから、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 報告第24号 株式会社長和町振興公社第22期決算について

（町長提出）

◎日程第2 報告第25号 株式会社長和町振興公社第23期事業計画について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 日程第1 報告第24号 株式会社長和町振興公社第22期決算について及び日程第2 報告第25号 株式会社長和町振興公社第23期事業計画についての報告を求めます。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） おはようございます。

それでは、私のほうから報告第24号 株式会社長和町振興公社第22期の決算につきまして並びに報告第25号でございます。株式会社長和町振興公社第23期の事業計画につきまして、地方自治法関係の規定によりまして御報告を申し上げます。

それぞれ2—1ページから、そして3—1ページからとなっております。

株式会社長和町振興公社の関係につきましては、先般、開催されました町、議会、振興公社によります三者懇談会や議会全員協議会等におきまして、詳しく説明をいたしておりますが、全世界を舞台に感染拡大いたしました新型コロナウイルス感染症につきましては、まさに想定外の出来事でございます。従業者の様々なたゆまぬ努力も多くは報われず、また、決定的な効果や成果を上げることなく、第22期は多くの損失を出す結果となってしまいました。いまだに収束を迎えることのない新型コロナウイルス感染症によります様々な影響が及ぼすものが実際どのように数値に出てくるのか全く不透明でございます。予測のできないことでもございます。大変憂慮する第23期であると考えているところでございます。

決算及び予算におきますところのそれぞれの数値につきましては、後刻御確認をお願い申し上げます。報告と申し上げます。

以上です。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第81号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第4 議案第82号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第5 議案第83号 長和町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第6 議案第84号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 日程第3 議案第81号から日程第6 議案第84号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） おはようございます。それでは、総務経済常任委員会の報告を行います。

総務経済常任委員会は、令和2年12月7日、全委員出席のもと、今定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

最初に、議案第81号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第81号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、税以外とすれば、上下水道使用料は該当するののか。上下水道使用料につきましては、担当課で条例を定めておりますので該当しませんとの回答。

委員より、町税外の収入金の種類にその他の歳入とあるが、どのようなものが該当するかに対し、地方自治法附則第6条に該当するもので、港湾法、土地改良法、漁港漁場整備法の規定による徴収すべき料金、負担金、精算金などがあります。長和町では該当がありませんとの回答。

次に、議案第82号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第82号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

第42条3項中、法定利率とあるが何%か。今年は3%との回答。

次に、議案第 8 3 号 長和町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第 8 3 号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

住宅料金の滞納件数は少ないが、利息を取った事例はあるかに対し、確認している中では事例はないとの回答。

次に、議案第 8 4 号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第 8 4 号は可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第 8 1 号から 8 4 号までの報告です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第 3 議案第 8 1 号 長和町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第 8 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第 8 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 4 議案第 8 2 号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。



これより議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第83号 長和町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第84号 長和町準用河川条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第 7 議案第85号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

制定について

(町長提出)

◎日程第 8 議案第 86 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第 9 議案第 87 号 長和町グループホーム設置条例の制定について

(町長提出)

◎日程第 10 議案第 88 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第 11 議案第 89 号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第 12 議案第 90 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 日程第 7 議案第 85 号から日程第 12 議案第 90 号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(羽田公夫君) おはようございます。

社会文教常任委員会では、去る 12 月 8 日委員会を開催し、定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第 85 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

こども・健康推進課、担当係からの説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 85 号についての報告は以上です。

議案第 86 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当係からの説明の後、質疑応答を行いました。

質疑応答は次のとおりです。

町民福祉課保険係。主任介護支援専門員の資格の基準が緩和されたのかの問いに、主任介護支援

専門員の資格基準ではなく、事業所管理者の基準が緩和されたものですとの答弁でした。

当町では現在の基準を満たしているのかの問いに、当町の指定事業者では基準を満たしていますとの答弁でした。

討論なく、議案第86号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号についての報告は以上です。

議案第87号 長和町グループホーム設置条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑応答を行いました。

質疑応答は次のとおりです。

町民福祉課保険係。施設の利用料金は現行のものとは比べ高くなるのかの問いに、条例においては料金の上限額を設定してありますが、実際の料金は上限額より抑えられる見込みですとの答弁でした。

水道光熱費は季節によって変わるのかの問いに、季節による水道光熱費の変動を加味した料金設定となっていますとの答弁でした。

施設の家賃は入居者の収入によって決まるのかの問いに、現行では収入ではなく、部屋の大きさ、間取りに応じたものになっているとの答弁でした。

近隣の同種の施設と比べて料金は高いのかの問いに、認定証対策型施設であり、料金については同種他施設とはそう変わらないと見ていますとの答弁でした。

入居予定者は決まっているのかの問いに、現在入居中の8名に加え、入居待機者から1名が新たに入居する予定ですとの答弁でした。

入居者が外出する際の安全面の管理はどうなっているのかの問いに、外出する際の安全面の管理として職員が付添いを行っています。また、夜間等についても安全対策を取っているとの答弁でした。

要望として、完成後に社会文教常任委員での見学を希望するとの要望が出されました。

討論なく、議案第87号 長和町グループホーム設置条例の制定については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第87号についての報告は以上です。

議案第88号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

町民福祉課保険係。担当係の説明の後、質疑、討論を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号についての報告は以上です。

議案第89号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査

結果を御報告いたします。

町民福祉課保険係。担当係の説明の後、質疑、討論を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 89 号についての報告は以上です。

議案第 90 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

町民福祉課保険係。担当係の説明の後、質疑、討論を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 90 号についての報告は以上です。

なお、議案第 85 号から議案第 90 号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第 7 議案第 85 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第 85 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 86 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第 86 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第87号 長和町グループホーム設置条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第88号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第89号 長和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第90号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算(第6号)について  
(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第13 議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、審議に付します。

まず、総務経済常任委員会に付託された産業振興課、建設水道課、総務課、情報広報課及び企画財政課の所管する補正予算について委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(渡辺久人君) それでは、議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算(第6号)についての審査結果を報告いたします。

各担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第91号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

総務課総務係。巡回ワゴン車のラッピングはどのようにあるのかの問いに、新公共交通の運行用に購入した巡回ワゴン車の前後と両側面に分かりやすく、長和町らしい統一したデザインをラッピングし利用促進を図るもので、現在、女子美術大学にデザイン制作を依頼しているとの回答。

委員より、マルシェ黒耀のみんなの広場に設置するための座布団購入は、本来、マルシェ黒耀で行うべきではないかの問いに、みんなの広場をマルシェ黒耀バス停待合所としているため、高齢者皆様などがバスを待っている間、快適に過ごしていただけるよう座布団を設置するものとの回答。

委員より、新公共交通体制となり、何件の意見、要望などが寄せられているかとの問いに、同じ方から数件の意見、要望を頂いているものも含め40件です。ほとんどが曜日別運行に関するもので、要望等につきましてはJRバスと随時協議、検討をしているとの回答。

次に、新規に運行を開始した白樺湖線、学者村・立科線ほどのくらいの利用があるかの問いに、10月分の利用状況ですが、白樺湖線は運行日が1日あり、延べ利用者14名、学者村・立科線は17日間の運行があり、延べ133名の利用があった。延べ利用者がゼロといった便もあるため、利用状況を勘案しながら公共交通を必要とする皆様への利便性のよいダイヤに検討、改正をしていくとの回答。

要望のあった路線は運行するのか、過剰サービスは必要ないのではとの問いに、頂いた要望等は、その都度、JRバスと協議、検討をしている。優先順の対応としており、すぐに対応できるものは対応しているが、全体のダイヤ改正の中で検討するものが多い新規路線の運行要望などは委員会等に諮りたいが、より便利に使えるよい運行としたいとの回答。

次に、長久保支所係。工事請負費の内容について詳しく説明されたい。冷暖房機用の液化ガスを気化する装置が故障したことにより更新をするものとの回答。

税務係。委員より、申告期間窓口業務委託料の23万円の委託期間は、2月1日から3月15日までの1か月半ですとの回答。

委員より、税務業務委託料13万円を詳しく説明されたいに対し、町県民税の課税資料である給与支払報告書には特定個人情報が付与されていることからセキュリティーの管理委託をするものとの回答。

次に、総務係消防。消防団員退職報償金の増額になった要因は何か。退職者数が増えたことや長年勤められた分団長以上が退職されたため、例年より増額となったとの回答。

委員より、退職団員と入団者の人数は。退職者数43名、新入団員数15名、全体で28名減少したとの回答。各分団で所有しているポンプ等で使用していないものもあるのかの問いに、団員減少によりあまり使用していない軽積載車やポンプ等があるため、今後、統廃合を検討していきたいとの回答。

委員より、古くなった消火栓や格納箱が見受けられるが、点検は行っているのかの問いに、各分団で春と秋に消火栓点検を行っている。不備が確認された場合は町に報告されるので、状況に応じて交換等を実施しているとの回答。

委員より、消防団員減少に歯止めをかけるための優遇制度を充実してほしいとの要望。

消防団員カード提示により、町内の温泉施設、たかやまスキー場の割引などを行っているが、さらなる福利厚生の実を充実を検討していくとの回答。

次に、情報広報課。庁内ネットワーク強靱化工事の内訳は何か。U T M（統合脅威管理）本体と合わせ、S o p h o s というセキュリティソフトの端末での使用ライセンスが来年2月に5年契約の満了となるため、この更新費用が発生するためであるとの回答。

委員より、伝送路等原材料費の内訳を説明願いたい。光化工事が完了したことに伴い、加入者宅の外壁に設置するV—O N Uという受信器を新加入者用として用意しておくというものです。台数は85台ですとの回答。

委員より、業務委託について、丸子テレビとの協議が白紙となり、今後、長和町振興公社にお願いするというかとの問いに、現在、番組製作のみを委託しているが、料金徴収、加入者管理等全てを委託する方向で協議を進めていく予定ですとの回答。

次に、企画財政課まちづくり政策係。委員より、空き家改修費等補助金について住所等の規定はあるかとの問いに、要綱により、もし5年以内に転居した場合はその年数により割合を決め返還してもらうようになっているが、現時点、返還になった事例はないとの回答。

委員より、追跡調査はしているのか。現時点で確認はしてあるとの回答。

委員より、補助金を支給した方で確認をお願いしたい人がいるとの問いに、確認いたしますとの回答。

次に、企画財政課まち・ひと・しごと創生係。委員より、アートをテーマとした事業で女子美術大学に、バスの停留所に絵を描いてもらう案があったが、その後進んでいるのかとの問いに、お願いしたい事業の案の一つとして投げかけてはあるが、どの事業から実施するかは大学側の判断となっているので、協議しながら進めていきたいとの回答。ぜひ進めてほしいとの要望。

次に、産業振興課農政係。東京農大にかかわる助成はいつから行っているのか。また、全額単独費かとの問いに、平成23年度から往來にかかわる経費の助成を開始しております。なお、平成25年度から27年度までは特別交付税措置されておりますが、それ以外の年度は全額単独費でありますとの回答。

委員より、過去に提出された建議書の内容について確認精査するようお願いしたいとの問いに、建議が行われた際に、検討及び回答をしていると思いますが、内容について確認をし、実施可能なものについては事業化の検討を行いますとの回答。

委員より、家族経営協定について内容の説明をしてほしい。また、何件締結しているのかとの問いに、農業分野における家族経営においては、就業時間や休日、給与などの明確な取り決めがないことが多いわけですが、夫婦間においてそういった取り決めを書面にて締結をし、お互いに平等な立場で経営計画や生活設計をしていくのが家族経営協定です。また、合併以来、初の提携となりましたとの回答。



委員より、環境保全型農業について説明をしてほしいとの問いに、化学肥料や農薬を使用しない環境に配慮した農業に対する交付金で、今年度当町で取り組んでいるのはそばですが、10アール当たり3,000円が交付されていますとの回答。

委員より、環境保全型農業直接支払交付金制度を農家に周知してほしいとの要望に、承知しましたとの回答。

農大実習について、今後どのようにしていくのか。また、実習の支援をしていた農家とのかかわりや町としての支援はあるのかとの問いに、実習は大学側も掲げているとおおり、実学が基本であると思います。コロナ禍の中でリモート等による実習についても含めて模索しているところでありませす。また、地方創生事業で開発した特産品について、地域において特産品として定着するためにも生産コスト等も考慮しながら、地元で生産、加工、販売できるような方法を検討し、協議していきたいと考えています。また、農大実習にかかわっていた農業者の団体については、地方創生事業が終了いたしましたのでかかわりはございませんし、助成等も行っていないが、支援を求める内容によっては町や県などに様々なメニューがございますので、御活用いただければよいかと考えておりますとの回答。

次に、産業振興課林務係。委員より、保存樹木撤去補助金について対象樹木の所在はどこかの質問に対し、和田新田にある八幡神社のケヤキですとの回答。

委員より、若宮周辺のケヤキについても倒木の危険性がある、どう対応したらよいか。今回の件につきましては、町指定保存樹木整備にかかわる補助金であるため、保存樹木に指定されていれば対応は可能ですので、今後調査いたしますとの回答。

次に、産業振興課商工観光係。住まい快適促進助成金の事業内容を詳しく説明してほしいとの問いに、町民の住環境向上に資するため、住宅の所有者が町内に住所を有する事業主が施工する場合には、対象経費の5分の1で上限20万円まで助成するものです。令和2年9月末現在で22件申請済みであり、今なお申請等の問い合わせがあるため、7件140万円の増額をお願いいたしましたとの回答。

委員より、改修した方で、1年足らずで転出した方がいるのかとの問いに、平成23年度から始まっているが、1人もいませんとの回答。

次に、建設水道課建設耕地係。2年連続で大平地区ののり面が崩落したと説明があったが、昨年の復旧工事の際に湧水に気づけなかったのか。最初のときに調査しなかったのかとの問いに、昨年の調査の際は湧水が確認できなかった。今回から湧水が確認されたため、調査の上、湧水処理も含め、のり面の復旧を行う予定であるとの回答。

昨年の工事はどこの業者で施工したか。のり面復旧工事は幾らかかったのか。今回の復旧工事については湧水処理を含めて500万円は高いとの委員からの質問。株式会社山常さんに施工していただいた。工事費は250万円前後である。施工業者と設計業者で被災現場の立会いを行ったところ、何らかの要因で湧水の通り道ができてしまい、崩落したと考えられるとの回答。

委員より、湧水はどうやって処理するのか。表土を剥ぎ、湧水の通り道を確認した上で、パイプを使って水を抜くことを考えているとの回答。

委員より、ワイン産業プロジェクト工事請負費の750万円の増工について、整備する農地の面積と排水路の延長を教えてください。また、排水路については構造物を入れるか否か聞きたい。水路の延長は210メートルを計画しており、整備する農地面積は1.3ヘクタールである。排水路は、道路敷に新たに構造物を入れる予定である。

委員より、流水の処理は大丈夫か。コンサルと現地立会いし、小河川のほうへ流末を持っていくように計画したとの回答。

委員より、ワインの事業は全額、行政で負担するのかとの問いに、建設耕地係では、農地整備とハード事業を担当しており、国、県、町で費用負担している。担い手の費用負担等は建設耕地係としては認識していないとの回答。

委員より、整備事業をやるには、水や獣害対策等を考慮して計画的に行わなければならない。毎年補正をしているが、本来ならば、設計書と仕様書がなければ着手してはならないのではないかとの問いに、補助事業の申請の段階では、詳細な事業費が分からないため、近隣市町村の事業費を参考に予算化しており、事業が進む中で予算と設計の相違が生じたことから補正をお願いしたいとの回答。

社会資本整備事業の久保地区の施行箇所は。また、完了していないのか。通行できるのかとの委員からの問いに、久保の五差路から火の見櫓に向かう路線で行っている。災害復旧工事のため、一部未完了で休工となっている。残りの部分については3月10日ぐらいから再開し、年度内に竣工する予定である。休工につき、通行止めは解除されているとの回答。

災害復旧工事費を使用料に振り替えた理由はどの委員からの問いに、当初、工事費を多く見ていたが、今年は災害が少なく工事費が不要となり、令和2年の災害等により使用料が多く必要となったため増額するものである。

以上、議案第91号の報告はこれまでです。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託されたこども・健康推進課、町民福祉課及び教育課の所管する補正予算について委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第6号）についての審査結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑応答を行いました。

質疑応答は次のとおりです。

こども・健康推進課については、各係とも質疑がありませんでした。

町民福祉課生活環境係。汚泥再生処理施設運営事業の使用料及び賃借料を委託料に振り替えたことだが、委託料の増額補正はないのかの問いに、当初、計画していた貯留槽等の清掃委託業務

を1年先送りしたことに伴い余剰金が生じたため、委託料の増額補正をせず対応可能となりましたとの答弁でした。

教育課文化財係。新和田トンネル料金所付近の整備計画は決まっているのかの問いに、上田建設事務所で、県道接続部の変更も含めて検討中でまだ決まっていないとの答弁でした。

討論なく、議案第91号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第6号）は、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第91号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第92号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第15 議案第93号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第16 議案第94号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第14 議案第92号から日程第16 議案第94号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第92号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての審査結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑、討論を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号についての報告は以上です。

議案第93号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑、討論を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第93号についての報告は以上です。

議案第94号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑応答を行いました。

質疑応答は次のとおりです。

町民福祉課保険係。補正額が大きい理由は何か。介護給付費の減額補正が大きいのは、第1号被保険者の移動によるものかの問いに、一番大きな原因は、保険給付費の減少によるものです。新型コロナウイルス感染症等により、保険給付額が当初予想より大きく落ち込む期間がありました。現在は、当初見込み額に戻りつつありますとの答弁でした。

討論なく、議案第94号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第94号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第14 議案第92号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第93号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第94号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第95号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第17 議案第95号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）を議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第95号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）についての審査結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑応答を行いました。

質疑応答は次のとおりです。

町民福祉課保険係。グループホーム和田の指定管理契約の内容を示してもらいたい。また、他に依田窪福祉会に指定管理している施設があるのかの問いに、グループホーム和田については、新築移転ということで新たに指定管理契約を締結するので、指定管理契約の内容については契約締結後にお示しします。また、他の施設についても指定管理をお願いしており、今年度は指定管理契約最終年度であり、新たに指定管理契約を締結しますので、内容等については締結後お示しします。

要望として、指定管理の内容、町と指定先との費用負担等の取り決めについての資料も頂きたいとの要望がなされました。

討論なく、議案第95号 指定管理者の指定について（グループホーム和田）については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第95号の報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第18 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情

◎日程第19 陳情第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情

◎日程第20 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

○議長（森田公明君） 日程第18 陳情第4号から日程第20 陳情第6号までを一括して議題

とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情について。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

陳情第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情について。

質疑応答なく、採決の結果、全員賛成により、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情について。

質疑応答なく、採決の結果、全員賛成により、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第18 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより陳情第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、日程第19 陳情第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより陳情第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、日程第20 陳情第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡大を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより陳情第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択されました。

---

◎日程第21 意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

(議員提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第21 意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とし、審議に付します。

本案につきましては、開会日に議員より説明がございましたので、説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより日程第21 意見書第6号を採決いたします。

意見書第6号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)



○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書第6号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 意見書第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書  
(議員提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第22 意見書第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題とし、審議に付します。

本案につきましても、開会日に議員より説明がございましたので、説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより日程第22 意見書第7号を採決いたします。

意見書第7号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書第7号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

---

再 開 午前10時36分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は本日即決とすることに決定いたしました。

---

◎日程第1 議案第98号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

て

(町長提出)

◎日程第2 議案第99号 令和元年度(繰越)長門小学校学習用端末購入契約の締結  
について

(町長提出)

○議長(森田公明君) それでは、追加議事日程第1から日程第2までを一括して上程いたします。

最初に、日程第1 議案第98号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とし、審議に付します。

ここで、藤田企画財政課長の退席を求めます。

しばらくお待ちください。

(藤田企画財政課長退席)

○議長(森田公明君) それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 先ほどは、本定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、賛成、可決頂きましてありがとうございました。

それでは、本議会に追加議案として提案させていただきました議案のうち、教育長の任命案件であります議案第98号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

教育長であります辰野登志男氏が、令和2年12月21日をもちまして任期満了となるため、新たに現企画財政課長の藤田仁史氏を教育長として選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

藤田仁史氏は、昭和60年3月長野大学産業社会学部を卒業、昭和60年4月1日長門町職員として採用されて以来、環境係長、林務係長、依田窪病院組合総務係長を歴任、合併後は固定資産税係長、別荘係長、財政係長、まちづくり政策係長、議会事務局長、教育課長、こども・健康推進課長を歴任し、現在は、企画財政課長を務めております。長年培われた行政経験と合わせて、何事についても理論的な思考に基づき対応できること、また、温かい人柄が教育行政に適任であり、町教育行政の発展のために力を注いでいただけるものと確信をしております。ぜひ教育長として御同意を賜りたく御提案申し上げる次第でございます。

以上、議案第98号について提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、これより議案第98号を採決いたします。議案第98号

について、同意することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、議案第98号は同意されました。

藤田企画財政課長の除斥を解きます。

しばらくお待ちください。

(藤田企画財政課長着席)

○議長（森田公明君） それでは、ただいま同意されました藤田企画財政課長から挨拶をお願いいたします。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） ただいま教育長の任命につきまして御同意を賜りました藤田仁史でございます。教育長という職務の重責を考えますと、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、関係する皆様との連携、協議を深めながら長和町教育の充実、発展のために努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に教育長というお話を伺ったときに思い出したのが、三十数年前に教育実習をしたときのことでございます。約2週間の実習期間ではございましたが、当時60キロだった体重が5キロも減ってしまったと。実習では、生徒に興味を持ってもらうために1時限の中で起承転結を意識した授業計画の作成などに悪戦苦闘をしたところでございます。そのような実習ではございましたが、最終日には、担当したクラスの生徒から寄せ書きをもらうなど涙が出そうなくらいうれしい思いをさせていただきました。教育現場の大変さや喜びの一端を垣間見ることができ、大変よい経験をさせていただいたと思っております。

また、役場における最初の配属は、たまたま取得しておりました社会教育主事の任用資格を生かすことができる教育委員会ではございました。このときは社会体育を担当したことから、スポーツ教室の小学生からゲートボールの高齢の方々まで、幅広い年齢層の多くの皆様にかかわることができ、大変楽しく仕事をさせていただいたことを覚えております。

さて、現在の少子高齢化や国際化、情報化など急速に変化する社会情勢の中にあっては、心豊かで個性を生かす教育の充実と、自ら考え変化が激しい社会の中でたくましく生き抜いていく力を養うことがとても重要であると考えております。

また、余暇の時間の増加や趣味の多様化などにより生涯学習に対するニーズが高まっており、町の皆様の生きがいづくりと心豊かな生活を支えるために誰もが学べる学習の場を提供し、生涯学習を通して健康長寿のまちづくりの一翼になればと思っております。

このような中で、学校教育では学力の向上、ICTの有効活用、充実した外国語教育、心に悩みを持つ子供への支援、小中教育の連携、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式に沿った学校運営に注力し、生涯学習では時代に合った講座の充実、質の高い芸術、文化に触れる機会の創出、子供から高齢者まで幅広く学習できる環境づくり、地域主導の公民館活動など町民の皆様

の学びを支援、人として人が尊重され、お互いの尊厳を保障し合いながら共に生きる社会を実現するための人権教育を進めるとともに、青少年健全育成では、家庭、学校、地域の皆様と相互に連携教育を図ってまいりたいと考えております。

さらに、地域文化の伝承、文化財の分野では皆様の関心を高めながら日本遺産に認定された黒耀石鉱山や中山道といった歴史遺産を学校教育や生涯学習、地域振興の支えとして積極的に活用できればと思っております。

最後に、町民の皆様、議員各位、教育関係機関、団体等の皆様方の御指導御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○議長(森田公明君) 次に、日程第2 議案第99号 令和元年度(繰越)長門小学校学習用端末購入契約の締結についてを議題とし、審議に付します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) それでは、契約締結案件でございます。議案第99号 令和元年度(繰越)長門小学校学習用端末購入契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度繰越事業であるGIGAスクール構想公立学校情報機器整備事業によりまして、長門小学校に167台の学習用端末機器を購入する物品購入契約に関するものでございます。

なお、議決案件ではございませんが、和田小学校にも長門小学校と同様に57台の学習用端末機器を購入いたします。

詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願い申し上げます。議案第99号の提案理由の説明といたします。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長(藤田仁史君) それでは、議案書3-1ページをお願いいたします。

議案第99号 令和元年度(繰越)長門小学校学習用端末購入契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

これは、令和元年度繰越のGIGAスクール構想関連事業で、端末167台の購入となります。

この端末は、文部科学省GIGAスクール標準仕様書に準拠しており、ノートパソコン型でタッチパネル対応のものとなっております。

契約の目的は記載のとおり契約でございます。

契約の金額は881万7,600円、契約の相手方は富士ゼロックス長野株式会社、契約の方法は見積り徴収入札でございます。

3-2ページの仮契約書を御覧ください。

納入期限は令和3年2月26日まででございます。

3—4ページには、入札経過調書をつけてございます。

12月4日に見積り徴収入札を行い、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率は、97.75%となっております。

なお、見積り辞退の主な理由でございますが、納入期限までに台数を確保できないといったものでございました。

また、和田小学校分も同日見積り入札を行い、台数57台、金額300万9,600円で契約となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 2点質問です。

1点目なんですが、167台ということなんですが、児童全員に行き渡るといことでしょうか。

2点目ですが、今回のノート型パソコンなんですが、何年間の使用を考えておりますか。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） すいません、今の御質問についてお答えしたいと思います。

全部で167台ということですが、この内訳につきましては、児童用が140台、教員用ということで27台、合計で167台でございます。児童用は140台ということになっておりますが、今回、文部科学省のGIGAスクール構想の1人1台パソコンにつきましては、現在、小学校にあるパソコン教室のパソコン、これも1人1台ということで捉えてよいということになっておりますので、基本的には、小学校2年生から6年生分ということで考えさせていただいております。1年生につきましては、パソコン教室のパソコンを利用させていただきたいというふうに考えております。

それと次の御質問ですが、パソコンの何年間使用するかという予定で、今のところ、例えば、パソコンリース等で行った場合には、大体、5年というのが基準になっておりますので、5年間をめぐりに考えております。

したがいまして、また5年後には改めて新規で購入というような形になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 単なる機材が間に合わなかったということなんですか。単純にね。

それから、何で和田小学校も同時に購入しないんですか。

○議長（森田公明君） 宮阪課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 最初の御質問ですが、辞退の理由で納期が間に合わなかったということでもよろしいのでしょうか。それがなぜかということ。多分、恐らく、このG I G Aスクール構想の関係ですが、当初は1人1台パソコンということで、令和2年度から令和5年度まで、この間に整備しろということになっておりましたが、それが新型コロナウイルスの感染防止対策ということもありまして、令和2年度中に全て整備しろということで文部科学省のほうから出ております。

ということで、令和2年度中に整備しなと、この購入事業につきましては国の補助金があるわけなんですけど、令和3年度以降ですと、今度、補助金が少なくなるということで全国的に発注が多くなっていると、そのような中で指名した業者の中で端末の手配ができなかったというような状況があったものと思われま。

それと、和田小学校の関係ですが、和田小学校も同じ内容で、先ほどの町長の説明にはありましたが、57台ということで購入のほうをさせていただくようになっておりますので、よろしく願います。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 確認しますが、和田小学校は、いつなんですか、それじゃ、用意できるのは。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 和田小学校につきましても、先ほど町長、提案説明で申し上げましたが、同一の入札で可決して、契約をしておりますので。ただし、和田小学校の金額が500万以下でございますので、議会の議決の必要がないということで、ここには提案しておりません。実質として、長門小学校とほぼ同じに導入されるという予定でございます。

○議長（森田公明君） 柳澤議員、よろしいですか。そのほか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） すいません、追加になります。こちらのパソコンは自宅に持ち帰ってよいということだと思います。W i — F i といいますか、いわゆるネット環境に対応できない家庭に関して、今後、どのように考えていかれるか。教育の均等の機会ということも考えますと、どのような対応を町としてするかということをお聞かせください。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） ただいまの御質問でございますけれども、長和町で子供あるいは先生、また関係する保護者がコロナに感染したという場合は、休校あるいは学級閉鎖というような状況になります。このパソコンが導入以後の話でございますが、学級閉鎖等になった場合は、家庭に持ち帰ってオンライン教育ができるという状況になります。その中で、今お話のように、各家庭にW i — F i 環境がないお宅は利用できません。

したがって、そのW i — F i 環境について今、長門小学校でお話を申し上げますと、ほぼ9

6%の家庭でWi-Fi環境ができております。そのうちの4%の方が、お宅ができていないという状況でございますので、そのWi-Fi環境の設備を貸与するというような方向で考えているということと、さらには学校休校の場合は、学校までおいでいただくとWi-Fi環境があります。また、Wi-Fi環境のないお宅についての子供さんが学校に来たとしても密は避けられるという状況がありますので、そんなことも考えながら、今後対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第99号を採決いたします。議案第99号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時58分

---

再 開 午前11時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付のとおり、議員より追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は本日即決とすることに決定いたしました。

---

◎日程第1 意見書第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

（議員提出）

◎日程第2 意見書第9号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

(議員提出)

◎日程第3 意見書第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

(議員提出)

○議長(森田公明君) それでは、追加議事日程第1から日程第3までを一括して上程いたします。

ここで、お諮りいたします。日程第1 意見書第8号から日程第3 意見書第10号までは、先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、趣旨説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、趣旨説明を省略することと決定いたしました。

最初に、日程第1 意見書第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終結し、これより意見書第8号について採決を行います。意見書第8号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 意見書第9号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終結し、これより意見書第9号について採決を行います。意見書第9号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 意見書第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について



てを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終結し、これより意見書第10号について採決を行います。意見書第10号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(森田公明君) 賛成多数。よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(森田公明君) ここで、辰野教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長(辰野登志男君) 私、最後の議会ということで、皆様にお礼を申し上げたいというふうに思います。

先ほど新たな新教育長さんが選任されました。これを目の当たりにいたしまして、緊張の糸がブツンと切れたというようなこと。さらにはまた肩の荷が下りたというふうに感じたところでございます。

そもそも私は昭和49年に奉職以来、一般職として39年、それから特別職として7年、突合46年の奉職という長い期間でございました。四捨五入をいたしますと、ほぼ半世紀公務員というような形で勤めさせていただいてきました。

この長きにわたって勤めた原因といたしまして、あるいは要因といたしましては、かかわりました理事者の皆様、それから公務員の同僚、先輩、後輩の皆さんに御支援御協力を賜りました。支えていただいたということが大変大きな要因となっているところでございまして、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

加えまして、公務員といたしましては、住民サービスというのが大きな課題となっているところでございまして、特に、私、事業課に長く籍を置きまして、地域の皆様にいろいろな御協力を頂いてまいりました。そんな御協力につきましても、何とか説明をさせていただいて、多くの方に御理解を頂いたのかなと、そんなことを自分の中に、これは自分だけでございますけれども、そんなことで理解をしているところでございます。

それから、議会の皆様方に関しましては、管理職と特別職ということで、11年間、本当に身近に接していろいろと議論させていただいたところでございます。中には、鋭い御質問を頂いたり、厳しい御指導御意見を頂戴いたしました。それから、心温かい御支援と御協力も頂いてきたところでございます。この議会とのお付き合いに関しましては、本当に自分が成長できたのかなというふ

うに感じたところでございますし、そんなふうに思っているところでございます。

あと数日をいたしますと、退任をさせていただくわけでございますけれども、今度は外から行政というものが見られるということで、ちょっと反省を含めて振り返りたいなというような状況で見たいというふうに思っているところでございます。

それから、今度は時間に縛られないで生活ができるということを本当はちょっと期待をしているという状況でございます。

結びになりますけれども、長和町の発展、それから議員の皆様、それから理事者、それから管理職の皆様のますますの御健勝、それから御活躍、コロナに負けないで頑張ってくださいということを実に心から御祈念申し上げまして、御礼の挨拶というふうにさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。（拍手）

---

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、本12月定例会に提出された案件は、全て終了いたしました。

よって、令和2年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、令和2年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時07分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 羽 田 公 夫

長和町議会議員 宮 沢 清 治

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員